

# 官報

令和三年五月二十六日

## ○第二百四回 参議院会議録第二十五号

令和三年五月二十六日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第二十五号

令和三年五月二十六日

午前十時開議

第一 著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

○議長(山東昭子君) これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山東昭子君) 御異議ないと認めます。梶

山弘志経済産業大臣。

(国務大臣梶山弘志君登壇、拍手)

令和三年五月二十六日 参議院会議録第二十五号

議事日程追加の件 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案(趣旨説明)

企業への成長を促すことで、海外で競争できる企業を増やしていくことが必要です。こうした状況を踏まえ、本法律案を提出した次第です。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、グリーン社会への転換のための施策を講じます。カーボンニュートラル実現に向けた事業者の計画を認定し、脱炭素化効果が高い製品の生産設備への投資や、生産工程等の脱炭素化を進める設備への投資に対する税額控除や計画の実施に必要な借入れに対する利子補給を措置します。

第二に、デジタル化への対応のための施策を講じます。デジタル技術を活用した全社レベルのデジタルトランスフォーメーションに関する事業者の計画を認定し、クラウド技術を活用したソフト、ハードのデジタル関連投資に対する税額控除などの措置を講じます。

第三に、新たな日常に向けた事業再構築のための施策を講じます。コロナ禍などで赤字を被った企業が、カーボンニュートラル、デジタルトランスフォーメーション、事業再構築等に取り組む場合に、事業者の計画を認定し、繰越欠損金の控除上限の引上げなどの措置を講じます。

このほか、コロナ禍を踏まえ、バーチャルのみで株主総会を開催することができるとの特例や、大型ベンチャー企業への債務保証制度、事業再編、事業再生の円滑化等に関する制度を措置します。

次に、中小企業等経営強化法、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律及び下請中小企業振興法の一部改正です。

第一に、中堅企業への成長促進のための施策を講じます。中小企業の積極的な事業や規模拡大を

促進する経営革新計画の承認制度等について、新たな支援対象類型を創設し、金融支援等を措置します。

第二に、中小企業の経営資源の集約化のための施策を講じます。MアンドAに先立ち実施する調査に係る事項を記載した経営力向上計画を認定し、MアンドAの簿外債務等のリスクに備えるために積み立てた準備金の金額の損金算入や金融支援を措置します。併せて、中小企業が所在不明株主の株式の買取り等を行うまでに必要な期間を五年から一年に短縮する特例を措置します。

第三に、中小企業等の経営基盤の強化のための施策を講じます。中小企業者と連携して事業継続力の強化に取り組む中堅企業に対して金融支援等を措置します。併せて、フリーランスに見られる取引を始めより広い取引を下請中小企業振興法の対象とする等の措置を講じます。

また、これらの措置に加えて、独立行政法人中小企業基盤整備機構法について必要な改正を行います。

以上が、本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(山東昭子君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。宮沢由佳さん。

(宮沢由佳君登壇、拍手)

○宮沢由佳君 立憲民主・社民の宮沢由佳です。私は、ただいま議題となりました産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案について、会派を代表して質問いたします。

まず、この法律案の質問に入る前に、日本の産

業を支えておられる方々、特にお子さんのいらっしゃる方々に関して、菅総理が決められたコロナ対策がなぜこんなに遅れているのか、また、本来給付を受けるべき人たちが対象から外されてしまったのではないかと、このことについてお聞きします。

私は、三月八日の予算委員会において、菅総理に、一人親だけでなく困窮している二人親世帯にも早急な支援をお願いし、その後、三月十六日、関係閣僚会議において新型コロナウイルスの感染拡大で生活が困窮する人への緊急支援策を決定し、二人親を含む低所得の子育て世帯に対し、子供一人当たり五万円の特別給付金を支給するとしました。

ところが、現時点でも低所得二人親世帯への給付がいまだ届いておりません。七月以降にずれ込む見通しという新聞報道もあります。厚生労働大臣、給付は一体、いつ届くのでしょうか。一刻も早く給付をお願いしますが、そもそも、なぜこのように遅くなったのでしょうか。

私たち野党は、入学、進学を控えている三月中旬に給付ができるように、一月には関連法案を提出しました。本来であれば既に給付されていなければなりません。対象世帯の把握に時間が掛かるなら、もっと早く支給を決定するべきだったのではないのでしょうか。

また、給付金を期待して昨年度末に必要な出費をした世帯のうち、子供が三月に高校を卒業してしまつた世帯は対象にならないと聞いていますが、必ず対象に含めるべきです。厚生労働大臣、いかがでしょうか。

さらに、コロナ禍が収束しない現状において、失業や営業時間制限等で収入減となっている一人親、二人親世帯の給付金は継続していくことが絶

対に必要です。

私たち立憲民主党は、令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金と同様の給付金の支給を速やかに行うよう、子育て世帯給付金再支給法案を今国会で提出する予定です。厚生労働大臣の再給付についての考えを伺います。

それでは、産業競争力強化法等改正案について、まず、法律案全般に関連して二点お聞きします。

一点目は、この法律案の誤りへの対応についてです。

本法律案に関しては、条文案に四か所、法案の参考資料に二十か所の誤りが見付かりました。審議する法律案に誤りがあれば、貴重な審議時間も無駄になりますし、国民の権利義務にも重大な支障を及ぼしかねません。政府として、閣議決定した法律案が誤っているのであれば、正誤表でごまかすのではなく、閣議決定をやり直し、出し直すのが当たり前ではありませんか。

今般の誤りを受け、梶山経済産業大臣は、今回の誤りの原因については、法律案を束ねたことではなく、条文案の確認が不十分であったことが原因である、法律案の作成に携わっていない第三者がチェックするなど重層的かつ実効的なチェック体制の構築をしていくなどの反省を述べられておりましたが、六つの法律の改正と一つの法律の廃止という広範多岐にわたる法律案を無理に束ねたことこそが、官僚の皆さんの手間を増大させ、結果的に誤りを招いたのではありませんか。

今般の条文等の誤りの原因と再発防止策、さらには、過度に法案を束ねることの弊害はないのかについて、改めて経済産業大臣の見解を伺います。

二点目は、本法律案における事業計画制度の見

直しの在り方についてです。

本法律案における多数の事業計画制度のうち、例えば、産業競争力強化法の特別事業再編計画は、制度ができてから一件の実績もなく、下請中小企業振興法の振興事業計画は、昭和四十五年以降、十二件の承認実績にとどまっています。今回、特別事業再編計画は廃止、振興事業計画は利用促進に向けた見直しを行うこととしておりますが、それぞれ各制度の活用が皆無又は低調にあった原因をどのように分析したのでしょうか。

今般の法改正を機に、本法律案における全ての事業計画制度について、事業者のニーズに合ったものであるのか、我が国の産業競争力や生産性向上に資するものであるのか、もう一度検証するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

また、国際経営開発研究所、IMDによる日本の競争力総合順位が、産業競争力強化法が成立した二〇一三年には二十四位、翌年二十一位になりましたが、二〇一九年には三十位、昨年は三十四位に低下しています。

このような結果を見ますと、今までの事業計画制度だけでは日本の競争力を飛躍的に上昇させるのは難しいのではないかと思います。これまでの事業計画認定から優遇措置を行う流れに加えて、又は違った面から何かプラスの発想が必要だと思えます。そのためには、これまでの政策について検証が不可欠であるほか、有識者や国民からの多様な御意見を集めるための仕組み、パブリックコメントが重要だと考えます。

そこで、経済産業大臣に伺いますが、これまで講じてきた各種政策や措置の検証をどのように行っているのでしょうか。そうした検証の結果はどのように公表されているのでしょうか。また、日本の産業競争力を高めるためには国民から多様

な御意見を広く募ることが必要であり、国民とともに政策を立案していくことが閉塞感の漂う今の日本に必要と考えますが、政策の効果を高めるパブリックコメントの在り方についてどのようにお考えでしょうか。見解をお聞かせ願います。

次に、法律案の各論について質問いたします。まず、産業競争力強化法の改正について伺います。

カーボンニュートラル実現に向けた事業者の計画認定制度の創設等については、いつものような掛け声だけでなく、カーボンニュートラル実現に向けた投資促進策などを盛り込んだことで、評価します。

カーボンニュートラル実現の必要性や重要性を事業者に啓発する観点から大いに役立つと思いますが、対象となる設備として具体的にどのようなものが想定されているのでしょうか。また、カーボンニュートラル実現に向けた事業適応計画の認定に当たり、特にどのような点を重視しているのでしょうか。経産大臣、お答えください。

カーボンニュートラルの実現は、次世代の美しい国土を引き継ぎ、気候危機から健康と生命、暮らしを守るために絶対に達成しなければなりません。カーボンニュートラルを達成するには、今後、二酸化炭素排出量の多い石炭火力発電をどう位置付けるのか、避けては通れない課題です。稼働中のもの、計画中のものも含め、国内の石炭火力発電について、今後どのようにお考えですか。

G7気候・環境相会合に経済産業大臣も参加されたと同っています。会合において、国内も含む石炭火力発電の全廃を声明に盛り込むことを日本が反対したとの報道もあります。事実でしょうか。また、我が国が経済に影響があるとして反対したのであれば、その根拠は何でしょうか。さら

に、いずれは全ての石炭火力発電の廃止をお考えですか。そうであれば、いつ頃を目標としますか。その場合に、発電所で働く方々の雇用を守り、発電所地域の振興を今後も図るため、どのような対応をお考えですか。経済産業大臣、お答えください。

次に、環境大臣に伺います。G7会合の声明において、それぞれの国の裁量が認められましたが、この裁量で日本は何をするのですか。裁量によって高効率の石炭火力の輸出を続けるのですか。まさか、高効率だからといって、長期的戦略もなく、世界の流れに逆行し、国益を損ねるようなことはしないですよ。環境大臣、今こそ世界の皆さんと連携して脱炭素社会の先頭に立つことが日本の役割ではないですか。御所見を併せて伺います。

D X、デジタルトランスフォーメーションの現に向けた事業者の計画認定制度の創設についてお聞きします。

政府はD Xを実現し、企業の競争力を高めようとしていますが、そもそも、企業はD Xで何をやるのか、何を実現しようとするのか、ビジョンを持てているのでしょうか。政府からD Xを進めることを求められ、D X自体が企業の目的となっていないのか心配です。

これまでも、自社のD Xの推進状況について各企業が簡易な自己診断を行うD X推進指標の提供、東京証券取引所と共同で行うD X銘柄の選定など、D X促進に向けた取組を講じてきましたが、政府が、我が国企業のD Xに向けた意識、まだまだ必ずしも十分とは言えない状況であると述べていたとおり、政府の目指す方向性に企業が対応できておらず、振り回されているようにも見えます。

今般の認定制度は、企業のD Xへの意識を高めるとともに、具体的なアクションを狙ったものだと思いますが、制度だけつくっても駄目だと思えます。D Xが進まない背景にある企業の意識や抱える課題を正確に酌み取る必要があると考えますが、制度設計に当たり、企業の事情に寄り添った丁寧な議論は行われてきたのでしょうか。計画認定制度を新設した狙いや意義と併せて経済産業大臣の答弁を求めます。

次に、バーチャルオンリー株主総会について伺います。

本法律案により、バーチャルオンリー株主総会が実施可能となりますが、法律案では、上場会社に限って認めることとしております。必要性は上場会社に限ったことではないと思います。上場会社についてのみ、その実施を許容することとした理由は何か。デジタル化を推進するならば、会社法を改正し、全ての企業にバーチャルオンリー株主総会を開催する手段を提供することも検討すべきではないでしょうか。経済産業大臣及び法務大臣の見解を伺います。

次に、電子提供による債権譲渡通知等の第三者対抗要件の特例について伺います。

本法律案では、債権譲渡の債務者への通知に関し、経済産業大臣の認定を受けた情報システムによる債権譲渡通知等について、一定の要件の下、第三者対抗要件を具備したとする民法上の特例を設けることとしております。具体的に、どのような情報システムを通じて債権譲渡通知等に対して特例を認めることとしているのでしょうか。当該特例が善意の債務者による新旧の債権者に対する二重払いや詐欺等の犯罪行為を誘発してしまうおそれはないのでしょうか。経済産業大臣の説明を求めます。

次に、下請中小企業振興法の一部改正について伺います。

本法律案においては、下請中小企業振興法が対象とする取引類型について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、特に、経営基盤の脆弱性が明らかになったフリーランスを含む個人事業者との取引を、同法の振興対象に含めることができるように規定ぶりを改めることとしております。同法の対象取引類型を拡大することによって、どの程度のニーズがあり、また、どのような政策効果が期待できると考えているのでしょうか。経済産業大臣の認識を伺います。

次に、中小企業の強みを生かした取引機会等を創出する者の認定制度の創設について伺います。本法律案では、中小企業の強みを生かした取引機会等を創出する下請中小企業取引機会創出事業者が、経済産業大臣の認定を受けることができる制度を新設するとしています。

認定対象と想定される事業者はどのような事業者を想定しているのでしょうか。認定事業者が下請企業の弱みに付け込むことがあってはいけません。認定の要件はどのようなものになるのでしょうか。さらには、公正取引委員会とどのように連携していくのかについて、経済産業大臣の見解を伺います。

結びになりますが、この法律案は、日本の産業競争力を強化する上で、全てを否定するものではありませんが、これまで講じてきた政策に対する検証や反省が不十分ではないかと考えます。この法律案だけではありません。政府の対応が後手後手、その場しのぎ、決断が遅くなっています。適時に必要性、計画性に基いた政策を行わないと国民が振り回されます。

今回、どのようなエビデンスに基づいてこの法

律案を提出されたのでしょうか。法案名のとおり、今度こそは真に我が国の産業競争力を強化する法案となるのか、経済産業大臣の御所見をお伺いして、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣 梶山弘志君登壇、拍手)

○国務大臣(梶山弘志君) 宮沢議員からの御質問にお答えをいたします。

法案の誤りの原因等についてお尋ねがありました。

国会に法案を提出し、御審議を仰ぐ立場の政府として、法案に誤りがあったことは大変遺憾であると考えておりますが、前例なども踏まえて、正誤で対応させていただいております。

今回の誤りの原因については、産業競争力強化法と中小企業関係法のそれぞれに関し別々の担当者が作業に当たっていたことに加えて、法案を束ねたことは関係のない部分で誤りが生じていることから、法律案の束ねが原因であったわけではなく、条文案等の確認が不十分であったことが原因であると考えております。

再発防止等については、そもそも、国会に提出する資料には誤りが許されないとの大前提を強く再認識させるとともに、法案の作成に携わっていない第三者がチェックするなど重層的かつ実効的なチェック体制の構築、読み合わせの徹底、スケジュール管理の徹底と人員の増強など、十分な確認ができる体制の整備を検討してまいります。

そのほか、デジタル技術や外部リソースの活用など、政府全体で検討していかなければならない課題については、省庁横断の再発防止のためのプロジェクトチームの中で積極的に貢献をまいります。

これまでの事業計画制度の検証及びパブリック

コメントの在り方等についてお尋ねがありました。

産業競争力強化に必要な施策は、その時々を経済社会情勢に応じて柔軟に整備していくことが必要であり、計画認定制度についても、政策評価法に基づき、自ら政策効果の検証を行い、公表するとともに、必要に応じて見直し、改廃の措置を講じてきています。

例えば、今回の法改正においては、産業競争力強化法の特別事業再編計画を廃止をしています。

これは、株式を対価とするMアンドAについて、これまでは株式譲渡益の課税繰延べ措置のための計画認定が必要でしたけれども、世界的に株式を対価としたMアンドAの事例が増える中で、会社法改正により手続も一般化されてきたこと等を踏まえて計画認定を不要としたものであります。

また、パブリックコメントについては、行政手続法に基づき適切に実施をしております。例えば、産業競争力強化法の制定時においては、施行に伴う政省令等について御意見をいただき、その内容を整理して、いただいた意見に対しては全て回答を作成し、公表しております。引き続き関係する事業者の意見を広く聞き、御意見を踏まえながら不断の見直しを行い、より良い制度へと生かしてまいります。

カーボンニュートラルに向けた投資促進策等についてお尋ねがありました。

御指摘のカーボンニュートラルに向けた投資促進策としては、税制措置を講じてまいります。具体的には、脱炭素化効果の高い製品の生産設備投資に対し税額控除一〇％等を措置することとしており、対象製品として、省電力性能に優れたパワー半導体、電気自動車等向けのリチウムイオン電池、燃料電池、洋上風力発電設備の主要専用部

品などといった製品を想定をしております。

加えて、生産ラインへの最新設備の導入や最新鋭の熱ボイラー設備の導入など、生産工程等の脱炭素化を進める設備投資について、事業所等の生産性向上と二酸化炭素の排出削減を図る炭素生産性という指標が、三年以内に一〇％以上向上する場合、税額控除一〇％等、三年以内に七％以上向上する場合に税額控除五％等を措置することとしております。

また、本税制を活用するための事業適応計画の認定においては、事業者の投資計画がこうした要件を満たしているか否か、ひいては脱炭素化に貢献する取組になっているかどうかを重視をしております。

石炭火力について、G7気候・環境大臣会合における日本の対応、今後の方針等についてお尋ねがありました。

エネルギーをめぐる状況は各国千差万別です。資源が乏しく、周囲を海で囲まれた我が国において、3EプラスSを満たす単一の完璧なエネルギー源がない現状では、多様なエネルギー源をバランスよく活用することが重要であると考えています。

国内の石炭火力については、全てを廃止するのではなく、安定供給を確保しながらその比率をできる限り引き下げていくことが基本となると考えております。このため、二〇三〇年に向けて非効率的石炭のフェードアウトを着実に進めるとともに、二〇五〇年に向けては水素、アンモニアやC U S等を活用することで脱炭素型の火力に置き換えていく取組を促進してまいります。

一方で、石炭火力は電力供給を支える重要な電源であるとともに、地元雇用や地域経済を支える役割もあるため、その廃止による影響を懸念す

る声があることも承知をしており、引き続き関係者の御意見を聞きながら取り組んでまいりたいと考えております。

また、海外石炭火力については、石炭火力輸出支援の厳格化という我が国の方針を説明をし、各国から一定の理解を得たところで、世界でカーボンニュートラルを目指していく中、全ての国が一足飛びにネットゼロを達成できるとは限りません。途上国の実効的な脱炭素化を促すためにどのような対応が必要なのか、引き続き検討してまいります。

デジタルトランスフォーメーションの実現に向けた計画認定制度の創設の狙い及び意義についてお尋ねがありました。

D Xの意義は、単に部門ごとの縦割りでI Tシステムの導入ではなく、部門や会社間をまたいだデータ連携を進めることで、新商品の開発等による全社的な経営改革を実現していくことと認識をしております。

今回のD X投資促進税制においては、経営戦略と連動したデジタル投資に関する全社的計画策定等を求め、これを事前に認定する仕組みとしていますが、具体的な認定制度の設計に当たっては、各業界の方々丁寧な意見交換を重ねてきております。

例えば、税制の一つの要件であるD X認定の運用基準策定に当たっては、セキュリティ対策に関して提出を求める書面の内容を変更するなど、企業の実態に合わせたものとしてきました。

また、御指摘のとおり、デジタル化自体が目的になつてはならず、デジタル技術の活用を通じて実際に企業の経営改革が進むことが重要です。このような観点から、計画認定の効果をしっかりと見極めてまいります。

バーチャルオンリー株主総会を上場会社に限定認めることとした理由についてお尋ねがありました。

バーチャルオンリー株主総会の制度は、新型コロナウィルス感染拡大も踏まえ措置するものです。が、上場会社は一般の株主の数が多く、バーチャルでない通常の株主総会を開催する場合には、大規模な会場に多数の株主が物理的に集まることから、バーチャルオンリーで開催することの効果が大いと考えています。また、上場会社は、株主総会の招集や決議に関する開示制度が整備されているため透明性が高く、バーチャルオンリーで株主総会を開催する際に株主の利益を確保しやすいと考えております。こうした点を踏まえて、本法案では、上場会社のみを対象にバーチャルオンリー株主総会を実施できることとしております。

債権譲渡通知等の第三者対抗要件の特例についてお尋ねがありました。

今般、産業競争力強化法の計画認定を受けた事業者の情報システムを利用する場合に限り、債権譲渡の通知を電子的に行ったとしても第三者に対抗することができるとする特例を創設することとしました。特例を受けるための情報システムの要件としては、債権譲渡通知等がされた日時と内容を容易に確認することができると、日時及び内容の記録の保存とその改変防止のための措置が講じられていることが規定をされております。本特例の施行に当たっては、認定事業者に対して厳格なセキュリティ対策、二重払いの事前防止措置及び過誤払の発生時の返金の確保に向けた対策を求めています。また、制度の周知や注意喚起を十分に行うとともに、その他の悪用事例などへの対処については関係省庁と連携してしっかりと対応を図ってまいります。

下請振興法の対象取引類型の拡大についてお尋ねがありました。

現行の下請振興法では、スポーツジムでスタジオオレッスンをを行う運営者が、フリーランスであるインストラクターに対してスタジオレッスンの提供を委託する契約などは対象外となっております。

昨今の働き方が多様化している影響等により、現行の下請振興法では対象となっていない取引形態などに関する下請かけこみ寺への相談件数は、平成三十年には五千三百件程度であったものが、令和元年度には六千四百件程度に増加をしております。

このため、今般の改正により、サービスの構成要素を切り出して委託する取引なども下請振興法の対象とすることいたしました。これにより新たに対象となる取引を行う事業者に対しても、中小企業庁として、下請振興法に基づき、全国百二十名の下請Gメンによる実態把握を進めていくとともに、業所管大臣が、発注書面の交付など望ましい取引の在り方等を示した振興基準に基づく指導、助言を行うことが可能となります。このような指導、助言に加えて、振興基準を踏まえた自主行動計画やパートナーシップ構築宣言などを活用し、大企業と中小企業との適正な取引を促してまいります。

認定下請中小企業取引機会創出事業者についてお尋ねがありました。

御質問の認定対象は、例えば、自らが機械製造に要する加工や衣服の製造等を受託した上で、提携する最適な中小企業を選定して再委託することにも、工程管理や品質管理等も一貫して請け負うことが可能なメーカー等を想定しております。認定に際しては、中小企業者の不利益となる価

格設定を行わないことを確認するとともに、二年ごとの認定更新や基準に適合しなくなった場合の取消しなど、取引の透明性や公正性を確保するための措置を講じてまいります。

また、認定下請中小企業取引機会創出事業者による行為が、代金の減額などの独占禁止法や下請代金支払遅延等防止法に違反すると認められる場合には、公正取引委員会と連携して厳正に対処をしてまいります。

法律案提出のエビデンスについてお尋ねがありました。

産業競争力強化に必要な施策は、その時々の経済社会情勢に応じて柔軟に整備していくことが必要であり、産業競争力強化法の措置も必要に応じて見直しを講じてきています。

我が国の在来の経済社会システムの大きな問題点は、近年、日本企業が付加価値の高い製品やサービスを十分に生み出せていないことや労働生産性が十分伸びていないことにあり、例えば、二〇一〇年代の日本の労働生産性の伸びは年平均で〇・三％にとどまり、G7諸国の中でイタリアに次いで低く、労働生産性の絶対値もG7諸国の中で最も低い。コストの何倍の価格で販売できているかを示すマークアップ率を見ても、米国の一・八倍に対して日本は一・三倍にとどまり、十分な売値が確保できていない。OECDによると、新製品や新サービスを投入した企業の割合は先進国で日本が最も低く、付加価値の高い製品やサービスを十分に生み出せていない状況となっております。

日本企業の付加価値の高い製品やサービスを生み出し、労働生産性を向上させていくためには、コロナ禍の中でも経済を牽引しているデジタルやグリーンといった成長の潜在可能性のある分野に

おいて積極的に未来への投資を進めることが必要であることから、今般、本法案を提出をし、グリーン、デジタルなどへの集中投資を進めるための投資促進税制や金融支援などを措置をしております。(拍手)

(国務大臣田村憲久君登壇、拍手)

○国務大臣(田村憲久君) 宮沢由佳議員にお答え申し上げます。

低所得の子育て世帯への支援についてお尋ねがありました。

一人親以外の低所得の子育て世帯に対する特別支給、支給金については、令和二年分の所得情報 が判明した後、多くの方が申請不要で支給できる方法により、できる限り速やかに支給できるよう準備を進めております。

また、対象者を限定する上では、いずれかの時点で対象範囲を確定する必要があります。本年三月に高校を卒業した方については、児童としてではなく、若者や学生として必要に応じた支援を行っていくべきものと考えております。

なお、再度支給すべきとの御指摘については、現在、既に決まっている給付金の支給準備を進めているところであり、必要とされている方々に支給、給付金が行き渡るよう努めてまいります。(拍手)

(国務大臣小泉進次郎君登壇、拍手)

○国務大臣(小泉進次郎君) 宮沢由佳議員から、G7気候・環境大臣会合における石炭火力輸出に関する合意についてお尋ねがありました。

まず、今回の大臣会合の成果文書全体としては、G7が團結して化石燃料依存型の経済から新たな持続可能な経済へと向かっていくメッセージを明確にしており、歴史的、画期的だと考えます。

そして、石炭火力の海外輸出支援については、それぞれの国の裁量による限られた状況以外では、排出削減対策の講じられていない石炭火力発電に対する政府による新規の国際的な直接支援の全面的な終了に向かって、具体的なステップを二〇二一年中に取ることで合意しました。つまり、原則支援せずということですが。

私は、環境大臣に就任以来、石炭政策の見直しに取り組んでまいりました。そして、関係省庁との協議を重ねた結果、合意に至り、昨年十二月に決定されたインフラシステム海外展開戦略二〇二五に基づいて、新たに計画される石炭火力輸出支援の厳格化を行っております。

同戦略においては、支援しないことを原則として、厳格な要件の下、例外的な場合のみ支援をすることが記され、改訂前の戦略と比べて、原則と例外が転換することとなりました。今回の大臣会合においても、原則として支援しないことが成果文書に記されたことは、今まで大臣として職員とともに取り組んできたことがG7の成果文書に反映されていると考えます。

このように、今回のG7気候・環境大臣会合の成果は、菅総理が二〇五〇年カーボンニュートラル、そして二〇三〇年四六％削減を表明したからこそ、G7全てが二〇五〇年カーボンニュートラルで一つにまとまり、ほかの主要国に働きかけをしていくことにも合意することができたと考えています。

引き続き、アメリカやG7議長国の英国などと連携しながら、世界の脱炭素化をリードしてまいります。(拍手)

(国務大臣上川陽子君登壇、拍手)  
○国務大臣(上川陽子君) 宮沢由佳議員にお答え申し上げます。

バーチャルオンリー型の株主総会に関する会社法の改正についてお尋ねがありました。

会社法を改正してバーチャルオンリー型の株主総会を全面的に許容することについては、株主の権利行使や株主総会を通じたガバナンスの実効性等の観点から様々な見解があり、検討すべき論点も多いものと認識しております。

このため、会社法の見直しについては、改正後の産業競争力強化法の規定によるバーチャルオンリー型の株主総会の実施状況等も踏まえながら、必要な検討を進めてまいりたいと考えております。(拍手)

○議長(山東昭子君) 石井章さん。

(石井章君登壇、拍手)

○石井章君 日本維新の会、石井章でございます。

私は、会派を代表いたしまして、ただいま議題となりました産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案に対して質問をいたします。

産業競争力強化法は、二〇一三年に制定され、二〇一四年に施行されました。制定時の審議に際して、我が会派である維新は、本格的な規制改革こそが日本経済に寄与するとの考え方から、同法では不十分であるとして反対の立場でありました。

他方、政府は、同法の制定に当たって、グローバル競争に勝ち抜く筋肉質の日本経済にするため、民間投資を拡大し、設備の新陳代謝を図り、イノベーションの源泉を強くする、過剰規制を改革し、萎縮せずに新事業にチャレンジできる仕組みをつくる、過当競争を解消し、収益力を飛躍的に高め、世界で勝ち抜く製造業を復活させることを目指すと高らかに宣言しています。

それでは、産業競争力強化法は、我が国産業の競争力強化に具体的にどのような貢献してきたのでしょうか。法改正に当たって、その効果を検証することがまず重要であると考えます。そこで、産業競争力強化法は、我が国の産業競争力の強化にどのような効果、役割を果たしてきたのか、できる限り定量的な評価が望ましいと思いますが、それが難しいというのであれば定性的な評価でも結構ですので、経済産業大臣の評価及び見解をお願いいたします。

先進国と比較して、テレワーク、キャッシュレスなど、多くの分野におけるデジタル化が遅れています。企業のデジタルトランスフォーメーションを進めることは目的として創設された投資促進税制を受けるためには、認定要件として、クラウド技術の活用やDX認定の取得などのデジタル要件や、一定以上の生産性向上などの企業変革要件を満たさなければなりません。

しかし、総務省の令和元年通信利用動向調査によれば、資本金一千万円未満の企業のうち、クラウドサービスを利用している企業は三六・五%にすぎません。また、独立行政法人情報処理推進機構のDX認定制度によつて認定された企業は、五月一日現在九十八件であります。同機構が公表している会社名を見れば、大企業、中堅企業ばかりです。この制度は中小企業には浸透しておりません。

事業者が作成した計画を認定して支援する制度によつてデジタルトランスフォーメーションを進めるやり方は、余力の少ない中小企業がデジタル化を推進する力になつていいるとは思えません。経済産業大臣に質問いたします。現在のデジタル推進政策が、日本経済を支えている中小企業のデジタル化に寄与していない現状をどう考えてお

りますか。中小企業のデジタル化を推進するためには、事業適応計画の認定制度では限界があり、視点を下げた事業者目線の施策が必要と考えますが、見解をお伺いします。

DXに対する遅れへの危機感を持つ企業数は増加していますが、一部の先行企業を除き、多くの企業は危機感を持たず、全く取り組んでいないか、あるいは取り組み始めたばかりである状況にしかありません。DXの認知度、理解度を高めるとともに、自ら投資をしても進めるよう意識改革を進めるためには、どのような政策を考えているかをお伺いいたします。

日本社会は、二〇五〇年カーボンニュートラルの達成に向けて動き始めました。本法律案では、目標達成を推進する企業に対しては、利子補給事業や投資促進税制が設けられることとしています。しかし、現在の旧式製造設備を新しいものに置き換えることによる温暖化ガスの排出抑制に頼り過ぎていいるようにしか思えてなりません。

日本が掲げた目標は高く、現在まだ実現していない新しい技術を自らの手で生み出さなければ、目標を達成することはできません。幸いなことに、日本は環境に関する諸問題を解決する技術を開発する潜在能力を持っています。世界中から期待されています。政府は、日本の技術力を引き出す役割を果たすべきです。

経済産業大臣に質問いたします。日本企業が持つ潜在的開発力を引き出すためにどのような政策を取るのでしょうか。また、国際競争力がある新技術を生み出すことにより、新しい成長産業として確立すべきであり、将来への投資と捉えるべきだと考えますが、見解をお伺いします。

コロナ禍においては、大企業が減資をする事例が起きています。大企業でさえ事業規模の縮小を

選択せざるを得ない中、中小企業が事業を拡大することは大きな困難が伴うと言わざるを得ません。

昨年改正された地域未来投資促進法に基づいて地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者は、事業計画の実施期間中は、中堅企業や大企業に事業拡大した後も中小企業とみなされて支援が受けられる、いわゆるみなし中小企業者が設けられました。中小企業者から中堅企業などへの事業を拡大することを支援するための制度であります。

そして、本改正案においては、資本金を要件としない支援対象類型として、特定事業者が新たに創設されることとなります。この認定制度も、中小企業から中堅企業に成長する過程として、企業に対する支援制度であり、中小企業の事業拡大を進める政策であると考えています。

経済産業大臣に質問いたします。みなし中小企業者の制度は、導入後間もないものではありませんけれども、実際どのような効果があつたのでしょうか。また、みなし中小企業者制度と類似したものとも思える特定事業者という制度を新たに設ける狙いと意義についてお答えを願います。

新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年の休業件数は最多となりました。廃業も含めて消費者の縮小影響は大きく、令和二年度の実質GDP成長率はマイナス四・六%となりました。経済下落の影響は、日本経済を支える多くの中小企業の存続に重大な影響を与えております。

中小企業の事業継承を支えてきた認定支援機関としては事業引継ぎ支援センターがあり、本年四月からは親族内継承への支援を取り込んで、事業継承・引継ぎ支援センターとして再出発をいたしました。事業支援の制度にあるにもかかわらず、昨年の休業案件数が最多となつてしまったことは

誠に残念でなりません。

経済産業大臣に質問いたします。事業継承に関して、これまで事業引継ぎ支援センターが果たしてきた役割、実績をどのように評価していますか、お答え願います。また、アフターコロナを見据えて、新たに果たすべき役割としてどのようなものがあるかを考えているのでしょうか、お答え願います。

日本維新の会は、これまでグレートリセットを主張してまいりました。これは、デジタルトランスフォーメーションの推進でもあります。マイナバー制度などのデジタル技術を導入して、行政のスリム化や合理化を進めていかなければなりません。

五月の連休明けからワクチン接種が本格化し、高齢者への接種は七月末完了を目標に全国で取り組まれています。並行して、アフターコロナに向けた施策は待ったなしで進めていかなければなりません。

日本維新の会は、これからも国民の皆さんのための経済政策を提案していくことをお約束して、私からの質問といたします。

ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣梶山弘志君登壇、拍手)

○国務大臣(梶山弘志君) 石井議員からの御質問にお答えをいたします。

産業競争力強化法の日本の産業競争力に対する効果と役割についてお尋ねがありました。

産業競争力強化法は、日本の産業競争力を強化する上で、日本の経済の三つの柱がみとなっている過剰規制、過小投資、過当競争を是正することを目的として二〇一三年に制定されました。

これまでに、この法律に基づき、約三千社が規制の特例措置などを活用して新ビジネスを実施

し、約二十社が税制措置等を活用してベンチャー企業への投資を実施し、約八十社が税制措置等を活用して事業再編を実施してきたところです。

産業競争力の強化への効果を定量的に評価することは困難ですが、こうした規制の特例の活用やベンチャー企業への投資、事業再編といった新たな企業活動は、過剰規制、過小投資、過当競争を是正する方向へと日本経済を変え、産業競争力の強化に向けた環境を確実に改善しているものと考えております。

中小企業のデジタル化に関し、現状の政策に対する考えと事業者目線の施策の必要性についてお尋ねがありました。

御指摘のクラウド技術やDX認定について、中小企業の利用実績が少ないことは事実ですが、これをもって現在のデジタル推進政策が中小企業のデジタル化に寄与していないとは考えてはおりません。

まず、クラウド技術については、より多くの中小企業が導入できるよう、専門家が寄り添った伴走支援を行っていきます。DX認定に関しても、今後、中小企業向け手引を策定する予定であり、中小企業がデジタルトランスフォーメーション投資促進税制を活用しやすい環境づくりを進めてまいります。

また、計画認定制度だけでなく、IT導入補助金を含む総額七千六百億円の中小企業生産性革命推進事業など、多様な施策を総動員して中小企業のデジタル化を促進してまいります。

DXの認知度、理解度を高め、意識変革を進めるための政策についてお尋ねがありました。

DXは、単にデジタル技術を導入するというだけでなく、企業文化を変えることも含めて企業経営全体の変革を行うことであり、企業の認

知度、理解度を高めることは極めて重要な課題と考えております。

このため、二〇一九年には、企業がDXに向けた自社の課題を簡易に診断できるDX推進指標を公表し、自己診断に活用していただくことを推奨するとともに、二〇二〇年からは、東京証券取引所と共同でDX銘柄を選定することで、企業経営全体でDXを行っている優良事例の発信を行ってきております。

引き続きこうした取組を実施しつつも、今回の法改正では、最大五％の税額控除であるDX投資促進税制を受けるための要件として、DX認定を取得していることを求めることとしました。この新たな優遇措置により、自ら投資をしてもDXを進めようとの意識改革を進める企業が更に増えていくことを期待しております。

日本企業の潜在的開発力を引き出す政策と新たな成長産業の確立についてお尋ねがありました。二〇五〇年までのカーボンニュートラル目標は従来の政府方針の大幅な前倒しであり、並大抵の努力では実現できません。日本企業の優れた開発力を生かしつつ、エネルギー・産業部門の構造転換、大胆な投資によるイノベーションを大幅に加速することが必要となります。

このため、政府としては、過去に例のない二兆円の基金を造成し、官民で野心的かつ具体的な目標を共有した上で、十年間、研究開発、実証から社会実装までを継続して支援してまいります。

あわせて、革新的環境イノベーション戦略の関連予算として政府全体で計上している約三千億円により、環境・エネルギー分野の技術開発も後押ししてまいります。

これらの支援を呼び水に、日本企業が潜在的に持っている新たな技術の開発能力を発揮させるこ

とで、大胆な研究開発、設備投資を喚起し、革新的なイノベーションの実現と日本の将来の成長産業の創出につなげてまいります。

みなし中小企業者制度についてお尋ねがありました。

本制度は、中小企業向け支援を受けられなくなることによる不安を覚え、大企業、中堅企業への成長をちゅううちする中小企業が一定程度存在していることを背景に創設されたものです。

具体的には、地域未来投資促進法の承認を受けた中小企業が、中堅企業に成長した際に、最大五年間継続して金融支援などの中小企業向け支援を受けることを可能とする制度です。

施行から約半年と導入後間もないこともあり、現時点での活用実績はありませんが、民間調査機関による分析では、毎年三百社前後の中小企業が大企業、中堅企業に成長している一方、売上げを伸ばしながら中小企業近傍にとどまる企業も約六千社存在することを踏まえれば、みなし中小企業者制度には一定のニーズがあるものと考えております。本制度が活用されるよう、引き続き本制度の周知に取り組んでまいります。

特定事業者の狙いと意義についてお尋ねがありました。

本法案で新たに設けることとした特定事業者は、資本金によらず、中小企業の定義よりも従業員基準を引き上げた新たな支援対象類型であり、規模拡大に資する支援措置に限って適用します。

これは、中小企業から中堅企業に成長した企業の多くが、まず資本金を増加させつつ事業を拡大し、その上で従業員を増加させていることから、こうした規模拡大のパスに沿って成長する企業を応援する趣旨の制度です。

他方、みなし中小企業者制度は、中小企業が成

長し中小企業支援の対象から外れた場合でも、最大五年間引き続き支援が受けられるという趣旨の制度です。今回の改正により、特定事業者の定義から外れても最大五年間は継続して支援するという趣旨の制度として、本法成立後も引き続き利用が可能となります。

これらの措置により、中堅企業に成長する企業が年四百社以上という目標の達成に向けてしっかりと取り組んでまいります。

事業引継ぎ支援センターについてお尋ねがありました。

事業引継ぎ支援センターは、中小企業の事業継ぎを支援するため、後継者不在企業と受け手企業のマッチングを支援する役割を担ってまいりました。また、今年四月には、事業継ぎ・引継ぎ支援センターと名称を変更し、親族内承継の支援も開始することで、事業承継に関するワンストップ窓口としての役割を担うようになったところです。

これまでの実績としては、小規模な中小企業の実業引継ぎを中心に、設立以来の十年間における累計成約件数は約五千件に上り、年間の成約件数もここ三年で倍増しております。

アフターコロナを見据えれば、新たな日常に対応するための事業再構築の形を取る事業者の、事業の引継ぎにも対応していくことが重要であると考えており、今後は、経営者OB人材の活用や、よろず支援拠点や地域金融機関、商工団体等との連携拡大により、今後の中小企業の実業承継、引継ぎの円滑化により一層強力に取り組んでまいります。(拍手)

○議長(山東昭子君) 磯崎哲史さん。

(磯崎哲史君登壇、拍手)

○磯崎哲史君 国民民主党・新緑風会の磯崎哲史

です。

会派を代表して、ただいま議題となりました政府提出の産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案について、経済産業大臣に質問いたします。

質問の前に一言申し上げます。

冒頭、大臣より、本法の条文及び参考資料に誤りがあつたことに関し、おわびの御発言がありました。受け止めたと思います。

しかしながら、条文に誤りがあつた以上、出し直すべきであつたこと、また、誤りが見付かつた後の経産省の対応にも問題があつたことは改めて指摘をさせていただきます。再発防止に努めていただきたいと思います。

それでは、質問に入ります。

産業競争力強化法は、日本経済の三つのひずみ、具体的には過剰規制、過小投資及び過当競争の三つを是正し、我が国の産業競争力強化を目的に二〇一三年に成立しました。

二〇一六年のダボス会議では第四次産業革命という言葉が使われ、産業における新たな時代の到来との認識が社会に共有され、グローバル競争はますます激しくなりました。同法施行から七年を経過しましたが、我が国産業の国際競争力は果たして強化されたのでしょうか。

例えば、国際経営開発研究所、IMDによる国際競争力年鑑の日本の総合順位は、一九八九年の一位に始まり、一九九六年までは五位以内を維持、金融システム不安が表面化した一九九七年に十七位に急落しました。その後、低迷と後退が続き、この法律が成立した二〇一三年には二十四位であつたものが、最新版の二〇二〇年では過去最低の三十四位まで落ち込んでおります。また、日本企業の半導体の世界売上高シェアが一九八八年

の約五〇％から二〇一九年には一〇％まで低下していることも象徴的な動きであり、これらは今後の我が国の産業競争力を考える上で非常に懸念される点ではないでしょうか。

この原因として、冒頭に挙げた三つの過剰は正に十分に進まなかつたことに加え、グローバルな企業活動において、近年では国際ルールに基づいた協調領域と企業の強みを生かした競争領域を巧みに組み合わせる戦略が必要であり、その意味で国際標準化の取組も不十分であつたと考えます。

そこで、大臣にお伺いします。産業競争力強化法は、我が国産業の国際競争力強化にどのような役割、効果を果たしてきたと評価しているのでしょうか。特に、三つの過剰は正について、産業競争力強化法はどのような役割をこれまで果たしてきたのでしょうか。また、IMDランキングや半導体のシェアの落ち込みに対する評価についても具体的な答弁を求めます。

さらに、産業競争力強化法の施行後七年間で得た教訓は、本法律案にどのように生かされているのかについても大臣に伺います。

次に、規制のサンドボックス制度の効果と恒久化の意義についてお伺いいたします。

生産性向上特別措置法に基づく規制のサンドボックス制度は、企業による新たな挑戦を実証として試行することを国が認め、そこから得られたデータを用いて最終的には規制の見直しにつなげることを目的とした制度であり、二〇一八年から三年間の期間を区切って、革新的アイデアの迅速な実証と社会実装の実現を目指すべく運用されてきました。

特別措置法制定时は、政府は、次々と新しいアイデアを実証し、新しい政策形成に進めていきたいとの意欲を示していましたが、これまでの活用

実績は二十件の認定にとどまっております。

政府として、これまでの活用実績とそれによる具体的効果について、どのように評価しているのでしょうか。また、規制のサンドボックス制度は、我が国発のイノベーションと停滞する生産性向上に向け、どのような効果をもたらしてきたと認識しているのでしょうか。大臣の見解を伺います。

さらに、本法律案では、生産性向上特別措置法を廃止し、規制のサンドボックス制度を産業競争力強化法に移管して恒久的な措置とすることとしていますが、単に制度をスライドするだけではこれまで以上の成果は期待できません。活用実績や課題、市場ニーズ等を踏まえ、制度にどのような改善策を加えたのかについて、制度を恒久化する意義と併せて大臣の答弁を求めます。

次に、大企業と中小企業との取引の適正化、特に型取引の適正化の問題や下請Gメンについてお伺いいたします。

日本商工会議所等の中小企業団体や一部のエコノミストからは、日本の生産性の問題は、中小企業の問題というよりは、我が国の下請や中間搾取の構造問題であり、こうした問題にメスを入れない限り、中小企業が飛躍する機会が得られないといった意見があり、こうした批判の声を傾けてか、政府も、成長戦略実行計画の中で大企業と中小企業との取引の適正化を掲げております。

中小企業の生産性を高めるために、大企業と中小企業の取引の適正化を図ることが不可欠だと私も考え、注視してまいりましたが、まずは、この点についての大臣の見解を伺います。

政府においては、昨年十月から十一月にかけて、製造業企業の三万社を対象とした型取引に関する大規模調査及び下請Gメン調査を行つてお

り、その結果が昨年十二月に公表されております。

それによれば、型代金の支払の状況について、発注側、受注側いずれの回答においても引渡し後の代金支払が五〇％以上を占める結果となり、遅くとも型の引渡しまでに型代金を支払うことという支払期限の課題については、引き続き取り組みが必要と認められています。

また、不要となった型の廃棄については改善が見られるものの、廃棄について事前の定めがなく、発注側から廃棄の指示もないと回答した割合が、発注側の四割弱に対し受注側は六割がそのように回答しており、また、受注側の三割は、発注側の親事業者に廃棄の申請をしたが返事がなくしてしています。受発注間に依然として型の廃棄可否に関する認識にずれがあることがうかがえ、廃棄基準の共有が課題となっていること等が示されております。

政府は、型取引の適正化について、具体的にどのように取り組んできたのでしょうか。特に、昨年十二月の下請Gメン調査で明らかにされた課題について、改善に向けた動きはあるのでしょうか。大臣の答弁を求めます。

さらに、本法律案では、いわゆる下請Gメンが行う調査に法的位置付けを付与することとしておりますが、この改正はどのような効果を狙っているのでしょうか。また、下請Gメンについては、現在百二十名体制と承知しておりますが、問題の重要性に鑑みれば、今後、下請Gメンを増員していくほか、調査能力の向上に努めていく必要があるのではないのでしょうか。この点について、大臣の見解をお伺いいたします。

時間の制約上省きましたが、多岐にわたる施策をカバーするこの法案について、ほかに伺いた

いことがたくさんあります。また、経済社会情勢が目まぐるしく変化していく中で、人権・デューデリジェンスなど新たな課題も浮上してきており、こうした課題も産業の競争力に大きな影響を及ぼすと考えますが、大臣の見解を求めます。

本法律案の趣旨説明において、旧態依然とした経済社会システムから本格的に脱却し、グローバルな構造変化へと一気に適応していくチャンスでもあるとの説明がありました。これまでの反省や教訓を踏まえつつ、それら多くの課題を謙虚に今後に生かすということになれば、またもや我が国の産業競争力の強化は絵に描いた餅になりかねません。経済産業省にはそのような危機感を持って政策運営に当たっていただくことを求めます。

そして、もう一つの重要な要素は人です。企業規模に関係なく、そこで働く人々のチャレンジする気持ちと努力の積み重ねの結果が企業と産業の競争力であり、この後、様々な技術革新が急速に進展する中にあっても、人に焦点を当てた施策が何よりも重要であることを申し上げ、私の質問といたします。

ありがとうございます。(拍手)

〔国務大臣梶山弘志君登壇、拍手〕

○国務大臣(梶山弘志君) 磯崎議員からの御質問にお答えをいたします。

産業競争力強化法の我が国の産業競争力の強化に対する役割と効果についてお尋ねがありました。

産業競争力強化法は、日本の産業競争力を強化する上で日本経済の三つの柱がみとなっている過剰規制、過小投資、過当競争を是正することを目的として二〇一三年に制定をされました。

これまで、この法律に基づき、約三十社が規制

の特例措置などを活用して新ビジネスを実施し、約二十社が税制措置等を活用してベンチャー企業への投資を実施し、約八十社が税制措置等を活用して事業再編を実施してきたところであります。

産業競争力の強化への効果を定量的に評価することは困難ですが、こうした規制の特例の活用やベンチャー企業への投資、事業再編といった新たな企業活動は過剰規制、過小投資、過当競争を是正する方向へと日本経済を変え、産業競争力の強化に向けた環境を確実に改善をしているものと考えております。

IMDのランキングや半導体のシェア落ち込みへの評価についてお尋ねがありました。

IMDが公表している国際競争力ランキングでは、日本は一九九〇年には世界第一位でしたが、二〇二〇年には世界第三十四位となっております。また、日本の半導体産業は、かつては五〇％以上のシェアを占めていましたが、足下では一〇％程度となっており、これらの一因は、成長投資が不十分で新しい稼ぐ力を生み出せていないことにあると認識をしております。

我が国の企業が付加価値の高い新たな製品、サービスを生み出すためには、稼いだ利益を研究開発、設備投資、企業買収など、未来への投資に積極的に回すことが必要ですが、本法律案ではこうした企業の変革を後押しするための措置を講じているところであります。

産業競争力強化法の施行後に得た教訓と、その教訓の本法案への反映についてお尋ねがありました。

これまでの産業競争力強化法は、規制改革の推進、ベンチャー企業などへの投資の拡大、事業再編の円滑化など、分野に限定せずに産業の新陳代

謝を促進するための措置を講じてきたところで

す。

その一方で、二〇一〇年代の営業利益に対する設備投資や研究開発費の比率が減少しているなど、成長投資が不十分で、新しく稼ぐ力を生み出せていない状況にあると認識をしております。

こうした状況を踏まえて、本法案では、デジタルやグリーンといった成長の可能性がある分野に対象を限定した上で、成長投資を進めるために最大一〇％の税額控除を講じるなど、思い切った支援策を講じることとしております。本法案に加え、予算、税制などを総動員して、更なる経済成長につながる成長投資を促してまいります。

規制のサンドボックス制度に対する評価と本制度がイノベーション等にもたらした効果についてお尋ねがありました。

本制度はこれまで二十件の認定が行われ、百三十九の事業者が実証に参加をしております。実証の結果、電動キックボードに関する道路交通関連法令の特例措置の整備等が実現したほか、本法案において盛り込んでいた債権譲渡の通知の電子化に関する民法等の特例措置など、実際の規制改革に結び付いたものもあるため、一定の成果が上がっているものと認識をしております。

また、例えば、医薬品開発の現場では、臨床データを薬機法の承認申請の書類に転記する際、人が確認してデータ転記の信頼性を確保していたところ、データの改ざんが困難な新技術を活用し、人が介在しない新たなデータ転記手法の実証を行い、その後、実用化されていることから、本制度は御指摘の企業のイノベーションや生産性向上にも寄与しているものと考えております。

規制のサンドボックス制度を恒久化する意義と改善策についてのお尋ねがありました。

本制度による実証の結果、これまで実際に複数の案件で規制改革が実現していることから、本制度は規制改革を実現するための重要なツールとして有効に機能しているものと承知をしております。

また、多くの事業者が引き続き本制度を活用したいと考えている一方で、本制度改善については特段のニーズがないことから、今回の法律案では、現行制度に特段の変更は加えずに、産業競争力強化法に移管した上で恒久化することとしております。今後も、より使いやすい制度の構築に向けて、引き続き事業者の皆様の声にしっかりと耳を傾けてまいります。

大企業と中小企業の取引適正化についてお尋ねがありました。

御指摘のとおり、中小企業の生産性向上を実現するためには、下請中小事業者から親事業者への適正な価格転嫁等の取引適正化が重要であります。

このため、経済産業省において、価格決定方法の適正化など、取引適正化のための重点的に取り組むべき五つの課題を定めるとともに、下請振興法に基づく振興基準に対価の決定の方法の改善や取引上の問題を申し出やすい環境整備等を規定し、この振興基準に照らして問題となる事例がある場合には、その事業者に対して主務大臣による指導、助言を行うこととしております。さらに、業界団体が策定した自主行動計画のフォローアップや取引環境の整備を企業の代表者名で宣言するパートナーシップ構築宣言なども活用しながら、大企業と中小企業との適正な取引を促してまいります。

型取引の適正化についてお尋ねがありました。型取引の適正化については、型取引の適正化推

進協議会において議論を進め、二〇一九年十二月に、適正な取引ルールや契約書のひな形を示した報告書を取りまとめたところであります。これらを踏まえ、産業界に対しては、この成果の自主行動計画への反映を促すとともに、アンケート調査やヒアリングを通じて親事業者による遵守状況の実態把握を行ってまいります。こうした取組により、不要な型の廃棄など、改善に向けた動きが進んでいるものと承知をしております。

一方で、受発注者間の廃棄基準が共通化されていない、発注者側から廃棄指示の不徹底、適正な保管料負担ルールの不徹底などの課題も残っております。こうした課題の改善に向けて、産業界に自主行動計画の見直しを要請するなど、より一層の取組を促してまいります。

下請Gメンについてお尋ねがありました。

これまで下請Gメンによる下請中小企業の実態把握を進めてまいりましたが、下請取引に関する機微な情報も含まれているため、ヒアリングに回答することに不安の声などが上がっております。このため、今回の法律案において、下請Gメンが行うこととした調査に下請中小企業の皆様が安心してしっかりと協力いただくことができるよう、法律上の位置付けを明確化する措置を講じております。

また、下請Gメンの人数は、平成二十九年発足当時は八十名でしたが、現在は百二十名まで増強しています。下請取引に従事した企業OBや知財の経験者など専門性を有する多様な人材を確保するなど、引き続き必要な人員の確保や調査能力の向上に取り組んでまいります。

人権デューデリジェンスなどの新たな課題が産業競争力に与える影響についてのお尋ねがありました。

国際社会において人権問題への関心が高まる中、特に海外事業を展開する企業は、その原料の調達を始めとするサプライチェーン全体について、自らの事業における人権に関するリスクを特定し、対策を講じる必要に迫られていると承知をしております。

こうした中、政府は、昨年十月、ビジネスと人権に関する行動計画を策定し、企業に対して人権デューデリジェンスの導入を期待する旨を表明をいたしました。

人権デューデリジェンスに対する今後の我が国企業の取組いかんによつては我が国の産業競争力にも影響を及ぼすことが想定をされるため、本行動計画の周知啓発をしっかりと行い、産業界の意識向上、取組促進に努めてまいります。(拍手)

○議長(山東昭子君) 岩淵友さん。

(岩淵友君登壇、拍手)

○岩淵友君 私は、日本共産党を代表し、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案について質問します。

法案に入る前に、コロナ禍で苦境にあえぐ中小企業、個人事業主への支援策について聞きます。

現場からの最も強い要望は、持続化給付金、家賃支援給付金の再支給です。菅政権は、コロナ禍の真っただ中にもかかわらず、昨年末で持続化給付金を打ち切つてしまいました。事業者からは、政府はうちの店なんてなくなつてもいいんでしょうねという怒りが寄せられています。継続してほしいという切実な声が上がっているにもかかわらず、なぜ打ち切ってしまったのですか。

感染の再拡大に、経産省は慌てて一時支援金という制度をつくりましたが、額も少なく、対象も限定的です。それを引き継ぐ月次支援金も月ごと

の細切れの支援で、とても足りないとい既に悲鳴が上がっています。せめて持続化給付金と同様の内容にすぐに改善し、さらに規模別の支援に拡充していくべきです。

以上、経済産業大臣の答弁を求めます。

日本商工会議所を始め、多くの中小企業団体が強く求めているのが、二〇二三年十月に予定されている消費税のインボイス制度導入の延期、凍結です。中小企業が新型コロナウイルスへの対応に追われる下で導入への準備を強要するなど、余りに冷た過ぎます。そもそも、インボイスは、中小企業に重い事務負担を課すだけでなく、対応できない小規模事業者は取引から除外される危険性があります。我が党はインボイス制度の導入そのものに反対ですが、全国の中小企業団体の声に耳を傾けるなら、少なくとも延期、凍結の決断を直ちにすべきではありませんか。

今や、世界で五十八もの国・地域がコロナ対策として消費税、付加価値税の減税に踏み出しています。菅政権は一貫して消費税の減税を拒否してきましたが、コロナ禍が長引く中、いよいよ日本も決断をするべきではありませんか。

以上、財務大臣の答弁を求めます。

産業競争力強化法は、二〇一三年十二月、アベノミクスの第三の矢である成長戦略の目玉として成立しました。日本経済が抱える過小投資、過剰規制、過当競争という三つのゆがみを打破するとして、大企業のための規制緩和や優遇税制を進めるためのものでした。二〇一八年には、産業の新陳代謝の活性化を掲げ、中小企業の廃業を促し、淘汰を進めるための改悪も行われました。安倍政権を引き継いだ菅政権は、更に大企業のリストラ、事業再編と中小企業の淘汰を促進するために今回の改正案を打ち出しました。

九〇年代以降、歴代政権が行ってきた規制緩和や構造改革は一体何をもちらしたのでしょうか。

産競法の前身である産業活力再生特措法は、自動車を始めとする大企業の生産拠点の海外移転を促進しました。その結果、海外生産比率は九九年の二三％から一八年度には三八・二％に拡大しました。一握りの大企業が空前の利益を上げる一方で、国内では産業の空洞化、地方の疲弊、雇用破壊がもたらされ、それが消費を冷やし、国内経済の長期にわたる低迷が続いてきました。

実際、大企業の内部留保の中心である利益剰余金はこの二十年で八十五兆円から二百三十七兆円と三倍近くに増えていますが、従業員給与、賞与は四十一兆円から四十四兆円と一・〇六倍、ほとんど横ばいです。OECDによれば、この二十年間、主な先進国で時間賃金がマイナスないしは横ばいなのは日本だけです。結局、日本経済が良くなるどころか、格差と貧困が拡大しただけではありませんか。経産大臣の認識を伺います。

こんな方向を続けていては国内経済も国民の暮らしも良くならないことを強く指摘しておきます。本法案の第一の問題点は、グリーン社会への転換の名の下に原発を強力に推進しようとしていることです。

昨年十二月に決定されたグリーン成長戦略では、カーボンニュートラルへの挑戦を経済と環境の好循環につなげるための産業政策として位置付け、原子力を確立した脱炭素技術として最大限活用するとしています。法案でも、グリーン社会への転換のために活用する非化石エネルギー源から原発を排除していません。

東京電力福島第一原発事故から十年がたつても、県の発表でも三万人を超える方々が避難生活

を強いられ、原子力緊急事態宣言は発令されたまま、事故収束の見通しも立っていません。ところが、原発事故は終わったと言わんばかりに国民世論に反して原発に固執し、脱炭素を口実に原発の再稼働、推進に突き進むなど許されません。

一方、ドイツでは、脱原発を決断し、来年には全原発が稼働を停止、全廃となる見込みです。世界全体でも、再エネの発電量が原発を上回りまし

た。原発を温存することが再生可能エネルギーの導入を妨げています。原発ゼロを決断し、省エネ、再エネ中心のエネルギー政策へ転換するべきではありませんか。経産大臣の認識を伺います。菅総理は、温室効果ガスを二〇三〇年度までに一三年度比で四六％削減するという目標を表明しました。しかし、パリ協定の気温上昇一・五度抑制を実現するためには余りに不十分です。目標を見直すべきではありませんか。環境大臣に伺います。

先日のG7気候・環境相会合では、石炭火力発電の全廃の提案に反対し、固執する日本の姿が浮き彫りになりました。石炭火力の輸出、国内発電とも全廃するべきではありませんか。経産大臣にお聞きします。

第二の問題点は、中小企業の足腰の強化といながら、淘汰、整理を進めようとしていることです。

本法案は、コロナ禍を奇貨とし、産業の新陳代謝を掲げていますが、事業再構築を通じてリストラや中小企業の切捨てが促進されることも懸念されます。法案の基になった実行計画を取りまとめた成長戦略会議は菅総理の肝煎りで設置されました。菅総理から委員に任命されたデービッド・アトキンソン氏は、日本は中小企業が多過ぎる、半減すべきと主張、菅総理は、三月の参議院予算委

員会でこの主張に共感したと明言していますが、梶山大臣も同じ認識か伺います。

しかも、中小企業の生産性が低いのは規模が小さいからだとし、規模の拡大を強調しています。本法案も中小企業から中堅企業への発展を促進しようというのですが、考え方が根本から間違っています。日本の中小企業は、小さくてもきまりと光る技術で海外でも認められてきました。大きくなればよいというものではありません。

二〇二〇年の中小企業白書も示しているとおり、中小企業の生産性向上を阻害しているのは、大企業に比べ中小企業は価格競争力が弱い、つまり、元請やお客さんから値引きを求められ、利益が確保できないことに一番の原因があります。だから、一人当たりの労働生産性が低く抑えられているのです。生産性を上げるといふなら、まずは立場の弱い中小企業がきちんと価格競争できるよう、下請関係法制などの規制を強化すべきではありませんか。経産大臣の答弁を求めます。

このことなしに規模の拡大だけを求めるなら、大事な技術を持つている中小・小規模事業者を切り捨てることになり、日本経済にとっても大きなマイナスになることを指摘し、質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣梶山弘志君登壇、拍手〕  
○国務大臣(梶山弘志君) 岩渕議員からの質問にお答えをいたします。

持続化給付金の再給付や支援金の改善、規模別支援についてのお尋ねがありました。本年一月以降、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の影響を受けた事業者に対しては、飲食店に対する協力金、一時支援金、イベントのキャンセル費用に対する支援など、支援策を講じております。また、このほかにも、新たに創設する月次

支援金や百貨店等の大規模施設支援などを講じてまいります。

なお、一時支援金及び月次支援金の給付額は、事業規模が比較的大きい法人、比較的小さい法人のそれぞれについて、前年又は前々年同月の売上げから減少分に応じて変動をいたします。このため、支援金の上限額の範囲内で事業規模に応じた支援をするものとなっております。

加えて、現在実施している支援策は、全国全業種一律のものではなく、時短要請などの地域や業種ごとに様々に講じられている措置の内容に応じ、きめ細かく支援を行うものであります。また、地方創生臨時交付金を活用し、自治体が地域の実情に応じた独自の支援策を講じることを応援しております。

国が全国一律に対応した持続化給付金及び家賃支援給付金は、新型コロナウイルスの経済に与える影響が未知である中で一刻も早い支援が必要であつたため講じた政策であり、その再給付は現在考えておりません。

今後とも、自治体とも連携しつつ、影響を受ける事業者ターゲットを絞り、きめ細かく事業者支援を講じてまいります。

産業競争力強化法による措置の格差や貧困の拡大に係る影響についてのお尋ねがありました。

競争環境や需要構造の変化に伴い、企業の事業に栄枯盛衰を生じることが避けられないものであり、必要な構造改革を先送りし、不振の事業を放置し続ければ、そうした事業に係る資金や人材といった経営資源の価値が毀損し、経済全体に悪影響を及ぼすと認識をしております。

産業競争力強化法や産業活力再生特別措置法は、企業が成長の期待できる事業分野に資金や人材といった経営資源を円滑に振り向けていくこと

を支援することで、産業構造や就業構造に転換を円滑化するものであり、これらの法律により格差や貧困が拡大したとの御指摘は当たらないと考えております。

連合の調査によれば、二〇一四年から六年連続で今世紀に入って最も高い水準の賃上げが実現をし、最低賃金も政権交代後の七年間で百五十二円の引上げを実現しております。今後も、成長と分配の好循環を実現していくことに全力を傾けていきたいと考えております。

エネルギー政策の転換についてお尋ねがありました。

エネルギーは全ての社会経済活動を支える土台です。我が国の国際競争力維持と雇用の確保のためには、事業者が安定的に事業を行うことが重要です。そのために3EプラスSのバランスを取りながら安価なエネルギーの安定供給を確保することは、いつの時代、いかなる状況下においても最重要課題と認識をしております。

3EプラスSの全てを満たす完璧なエネルギー源が存在せず、今後の革新的技術の進展や社会の変容などの不確実要素があることを踏まえれば、徹底した省エネと再エネの最大限導入に加えて、原子力、火力、水素、アンモニアなどあらゆる選択肢を追求し、カーボンニュートラルの実現を目指すことが重要と考えております。

その上で、安定かつ安価な電力供給や気候変動問題への対応などを考えれば、安全確保を大前提とした確立した脱炭素電源である原子力の活用は欠かせないものと考えております。エネルギー基本計画の見直しに向けては、こうした観点を踏まえて集中的に議論し、結論を出してまいります。G7気候・環境大臣会合を踏まえた石炭火力政策についてお尋ねがありました。

今回のG7閣僚声明では、石炭火力輸出支援の厳格化という我が国の方針を説明し、各国から一定の理解を得たところであります。世界でカーボンニュートラルを目指していく中、全ての国が一足飛びにネットゼロを達成できるとは限りません。途上国の実効的な脱炭素化を促すためにどのような対応が必要なのか、引き続き検討してまいります。

また、エネルギーをめぐる状況は各国千差万別です。資源が乏しく、周囲を海で囲まれた我が国では、多様なエネルギー源をバランスよく活用することが重要であると考えております。

このため、国内石炭火力については、全てを廃止するのではなく、安定供給を前提にその比率をできる限り引き下げていくことが基本となると考えております。このため、二〇三〇年に向けて非効率石炭のフェードアウトを着実に進めるとともに、二〇五〇年に向けては水素、アンモニア等を活用した脱炭素型の火力に置き換えていく取組を促進してまいります。

中小企業が多過ぎるとの主張についてお尋ねがありました。

私としては、生産性の低い中小企業の数が多過ぎるために合併や淘汰を進めるべきとは考えておりません。中小企業の生産性を向上させ、足腰を強くしていくための施策を推進していくことが政府の役割であると考えております。この点について、菅総理大臣も、中小企業政策は中小企業を淘汰することが目的ではなく、海外で競争できるような企業を増やしていくことが重要であると国会で答弁をされております。

中小・小規模事業者は多種多様であり、業種、地域ごとに役割も在り方も違うため、それぞれの役割に応じた支援を行っていくことが重要である

と考えております。引き続き中小企業のそれぞれの役割に応じてきめ細かく支援を行ってまいります。

下請関係法制等の規制強化についてお尋ねがありました。

御指摘のとおり、中小企業の生産性向上を実現するためには、下請中小事業者から親事業者への適正な価格転嫁等の取引適正化が重要であります。

そのため、今回の法改正において、規制法である下請代金法により、適用対象の広い下請振興、失礼しました、下請代金法よりも適用範囲の広い下請振興法の改正を行うことで、より広範な下請取引の実態について国が調査を行うことができる規定を新たに盛り込みました。この規定に基づき、全国百二十名の下請Gメンによる取引実態の把握を強力に進めるとともに、振興基準に照らして問題となる事例については、業所管大臣による指導、助言につなげていくなど、大企業と中小企業との適正な取引を促してまいります。

また、下請代金法については、引き続き、公正取引委員会と連携して、下請中小企業がしっかりと価格転嫁ができるよう厳格な運用に取り組んでまいります。(拍手)

(国務大臣麻生太郎君登壇、拍手)  
○国務大臣(麻生太郎君) 岩淵議員から、インボイス制度、消費税の減税について、二問お尋ねがあつております。

インボイス制度は、複数税率というのをやっている下では、適正な課税を行うためには必要なお尋ねがいろいろあることも期待をされております。制度の円滑な導入というものを図る観点から、事業者の準備などのために十分な期間を設けているところであり、延期や凍結といったことを考えているわけではありません。

今後とも、制度の円滑な導入に向けて、関係省庁間で連携し、周知、広報を始めとして必要な取組を進めてまいりたいと考えております。

もう一問、消費税の減税についてのお尋ねがありました。

消費税につきましては、急速な少子高齢化等を背景に、社会保障給付費が大きく増加していきまします中、国民が広く受益をいたします社会保障の費用をあらゆる世代が広く公平に分ち合うという観点から、社会保障の財源として位置付けられておりますのは御存じのとおりです。

令和元年の消費税率の引上げは、全ての世代が安心できる全世代型社会保障制度へと大きく転換していくためにどうしても必要なものであり、消費税を引き下げるといふことは考えておりません。

政府として、令和三年度予算を着実に実行していく、執行していくということ、新型コロナ対策に万全を期してまいりますとともに、内需主導の経済成長を実現するなど、引き続き経済財政運営に万全を期してまいりたいと考えております。(拍手)

(国務大臣小泉進次郎君登壇、拍手)  
○国務大臣(小泉進次郎君) 岩淵議員にお答えをします。

我が国の温室効果ガスの二〇三〇年度削減目標について、不十分であり見直すべきではないかとお尋ねがございましたが、不十分どころか、非常に意欲的な目標ではないでしょうか。

国連気候変動枠組条約のエスピアノザ事務局長も、世界が日本の事例に倣うことを期待するとコメントするなど、国際的にも高く評価されてお

り、先週開催されたG7気候・環境大臣会合で採  
択されたコミュニケにおいても、全てのG7メン  
バーによって発表された二〇三〇年目標に反映さ  
れた大幅に強化された野心を歓迎する旨が記載を  
されたところです。

今後重要なことは、目標の達成に向けた具体的  
な施策の実行です。環境省としても、地熱発電施  
設数の増加や、再エネとのセット導入による電動  
車の補助金倍増、自治体の再エネ導入の抜本強化  
などを進めています。

現在、地球温暖化対策計画等の見直しを行っ  
ており、今後更に施策を強化すべく検討を加速し、  
政府一丸となって削減目標の実現に全力を尽くし  
てまいります。(拍手)

○議長(山東昭子君) これにて質疑は終了いたし  
ました。

○議長(山東昭子君) 日程第一 著作権法の一部  
を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題  
といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教科学委員  
長太田房江さん。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔太田房江君登壇、拍手〕

○太田房江君 ただいま議題となりました法律案  
につきまして、文教科学委員会における審査の経  
過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、著作物の公正な利用を図るととも  
に著作権の適切な保護に資するため、図書館が著  
作物の公衆送信等を行うことができるようにする  
とともに、放送同時配信等における著作物の利用  
を円滑化するための措置を講じようとするもので

あります。

委員会におきましては、図書館の設置者が支払  
う補償金の水準、不正行為を防止するための措  
置、権利者への適正な対価還元等の必要性等につ  
いて質疑が行われましたが、その詳細は会議録に  
よって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一  
致をもって原案どおり可決すべきものと決定いた  
しました。  
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山東昭子君) これより採決をいたしま  
す。  
本先に賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山東昭子君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されまし  
た。(拍手)

○議長(山東昭子君) 日程第二 地球温暖化対策  
の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内  
閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。環境委員長  
浜博行さん。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔長浜博行君登壇、拍手〕

○長浜博行君 ただいま議題となりました法律案  
につきまして、環境委員会における審査の経過と  
結果を御報告申し上げます。

本法律案は、我が国における脱炭素社会の実現  
に向けた対策の強化を図るため、二〇五〇年まで  
の脱炭素社会の実現等の基本理念を新設すると

もに、地域の再生可能エネルギーを活用した事業  
の実施に関する認定制度の創設、温室効果ガス算  
定排出量の報告制度の見直し等の措置を講じよう  
とするものであります。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取  
するとともに、本法律案における国民の位置付  
け、再生可能エネルギー導入に係る促進区域の設  
定の在り方、地域における脱炭素化に係る合意形  
成の在り方、温室効果ガス算定排出量報告制度の  
更なる充実の必要性等について質疑が行われまし  
たが、その詳細は会議録によって御承知願いま  
す。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一  
致をもって原案どおり可決すべきものと決定いた  
しました。  
なお、本法律案に対し附帯決議が付されており  
ます。  
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山東昭子君) これより採決をいたしま  
す。  
本先に賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山東昭子君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されまし  
た。(拍手)

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十八分散会

出席者は左のとおり。

| 議長     | 副議長    | 議員    |
|--------|--------|-------|
| 山東 昭子君 | 小川 敏夫君 | 伊藤 岳君 |
|        |        | 岩渕 友君 |

|        |         |
|--------|---------|
| 武田 良介君 | 吉良よし子君  |
| 柳ヶ瀬裕文君 | 山添 拓君   |
| 大門実紀史君 | 片山 大介君  |
| 田村 智子君 | 倉林 明子君  |
| 紙 智子君  | 浅田 均君   |
| 山下 芳生君 | 井上 哲士君  |
| 清水 貴之君 | 東 徹君    |
| 小池 晃君  | 石井 章君   |
| 室井 邦彦君 | 松沢 成文君  |
| 鈴木 宗男君 | 音喜多 駿君  |
| 熊野 正士君 | 梅村みずほ君  |
| 宮崎 勝君  | 高木かおり君  |
| 高橋 光男君 | 下野 六太君  |
| 石井 苗子君 | 塩田 博昭君  |
| 竹内 真二君 | 梅村 聡君   |
| 高瀬 弘美君 | 三浦 信祐君  |
| 伊藤 孝江君 | 柴田 巧君   |
| 里見 隆治君 | 佐々木さやか君 |
| 河野 義博君 | 杉 久武君   |
| 矢倉 克夫君 | 平木 大作君  |
| 新妻 秀規君 | 若松 謙維君  |
| 石川 博崇君 | 横山 信一君  |
| 片山虎之助君 | 山本 博司君  |
| 浜田 昌良君 | 竹谷とし子君  |
| 山本 香苗君 | 中西 健治君  |
| 秋野 公造君 | 谷合 正明君  |
| 江島 潔君  | 西田 実仁君  |
| 山口那津男君 | 岡田 直樹君  |
| 松川 るい君 | 元榮太一郎君  |
| 中西 哲君  | 佐藤 啓君   |
| 橋本 聖子君 | 小野田紀美君  |
| 朝日健太郎君 | こやり隆史君  |
| 三浦 靖君  | 山田 太郎君  |
| 宮島 喜文君 | 三木 亨君   |
| 三宅 伸吾君 | 宮本 周司君  |

|        |         |        |        |        |        |        |
|--------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 森屋 宏君  | 舞立 昇治君  | 伊波 洋一君 | ながえ孝子君 | 福山 哲郎君 | 福島みずほ君 | 岸 真紀子君 |
| 堀井 巖君  | 馬場 成志君  | 渡辺 喜美君 | 高橋はるみ君 | 郡司 彰君  | 長浜 博行君 |        |
| 羽生田 俊君 | 藤川 政人君  | 宮崎 雅夫君 | 本田 顯子君 | 鉢呂 吉雄君 | 田村 まみ君 |        |
| 赤池 誠章君 | 石井 正弘君  | 自見はなこ君 | 小川 克巳君 | 伊藤 孝恵君 | 芳賀 道也君 |        |
| 石田 昌宏君 | 中西 祐介君  | 青山 繁晴君 | 山田 宏君  | 矢田わか子君 | 浜口 誠君  |        |
| 高階恵美子君 | 大家 敏志君  | 和田 政宗君 | 足立 敏之君 | 舟山 康江君 | 磯崎 哲史君 |        |
| 上野 通子君 | 山谷えり子君  | 今井絵理子君 | 柘植 芳文君 | 上田 清司君 | 宮沢 由佳君 |        |
| 宮沢 洋一君 | 藤井 基之君  | 滝波 宏文君 | 滝沢 求君  | 浜野 喜史君 | 川合 孝典君 |        |
| 野村 哲郎君 | 松村 祥史君  | 高野光二郎君 | 古賀友一郎君 | 榑葉賀津也君 | 小西 洋之君 |        |
| 磯崎 仁彦君 | 三原じゅん子君 | 上月 良祐君 | 酒井 庸行君 | 石橋 通宏君 | 足立 信也君 |        |
| 宇都 隆史君 | 渡辺 猛之君  | 古川 俊治君 | 佐藤 正久君 | 大塚 耕平君 | 有田 芳生君 |        |
| 有村 治子君 | 増子 輝彦君  | 佐藤 信秋君 | 藤末 健三君 | 野田 国義君 | 小林 正夫君 |        |
| 櫻井 充君  | 丸川 珠代君  | 山本 順三君 | 松下 新平君 | 柳田 稔君  | 木村 英子君 |        |
| 野上浩太郎君 | 須藤 元氣君  | 猪口 邦子君 | 片山さつき君 | 船後 靖彦君 |        |        |
| 高良 鉄美君 | 平山佐知子君  | 福岡 資麿君 | 牧山ひろえ君 | 国務大臣   | 財務大臣   | 麻生、太郎君 |
| 安達 澄君  | 寺田 静君   | 鶴保 庸介君 | 衛藤 晟一君 | 芝 博一君  | 法務大臣   | 上川 陽子君 |
| 岩本 剛人君 | 加田 裕之君  | 林 芳正君  | 尾辻 秀久君 | 中曽根弘文君 | 文部科学大臣 | 萩生田光一君 |
| 清水 真人君 | 藤木 眞也君  | 宮口 治子君 | 小沼 巧君  | 羽田 次郎君 | 厚生労働大臣 | 田村 憲久君 |
| 徳茂 雅之君 | 進藤金日子君  | 塩村あやか君 | 塩垣のりこ君 | 田島麻衣子君 | 経済産業大臣 | 梶山 弘志君 |
| 山田 修路君 | 吉川ゆうみ君  | そのだ修光君 | 山下 雄平君 | 岸 真紀子君 | 環境大臣   | 小泉進次郎君 |
| 阿達 雅志君 | 山下 雄平君  | 堂故 茂君  | 高橋 克法君 | 北村 経夫君 | 長谷川 岳君 |        |
| 長峯 誠君  | 森 まさこ君  | 石井 準一君 | 末松 信介君 | 青木 一彦君 | 中川 雅治君 |        |
| 豊田 俊郎君 | 高橋 克法君  | 杉尾 秀哉君 | 斎藤 嘉隆君 | 徳永 エリ君 | 田名部匡代君 |        |
| 大野 泰正君 | 北村 経夫君  | 木戸口英司君 | 吉田 忠智君 | 森本 真治君 | 江崎 孝君  |        |
| 太田 房江君 | 森 まさこ君  | 水落 敏栄君 | 牧野たかお君 | 二之湯 智君 | 世耕 弘成君 |        |
| 石井 浩郎君 | 青木 一彦君  | 武見 敬三君 | 嘉田由紀子君 | 浜田 聡君  |        |        |
| 山田 俊男君 | 関口 昌一君  |        |        |        |        |        |
| 西田 昌司君 |         |        |        |        |        |        |
| 水落 敏栄君 |         |        |        |        |        |        |
| 牧野たかお君 |         |        |        |        |        |        |
| 二之湯 智君 |         |        |        |        |        |        |
| 世耕 弘成君 |         |        |        |        |        |        |
| 武見 敬三君 |         |        |        |        |        |        |
| 嘉田由紀子君 |         |        |        |        |        |        |

|                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>伊藤 孝江君 安江 伸夫君<br/>平木 大作君 秋野 公造君<br/>柳ヶ瀬裕文君 梅村 聡君<br/>武田 良介君 山添 拓君</p> <p>行政監視委員<br/>石垣のりこ君 横沢 高徳君<br/>梅村 聡君 柳ヶ瀬裕文君</p> <p>辞任<br/>補欠</p> | <p>議院運営委員<br/>本田 顕子君 足立 敏之君<br/>山田 太郎君 今井絵理子君<br/>横沢 高徳君 石垣のりこ君<br/>安江 伸夫君 伊藤 孝江君<br/>石井 章君 石井 苗子君<br/>倉林 明子君 井上 哲士君</p> <p>懲罰委員<br/>秋野 公造君 平木 大作君</p> <p>同日議員から次の議案が提出された。<br/>離婚の際の父母の間における養育費の定め<br/>の確保に関する施策の推進に関する法律案<br/>(舟山康江君外三名発議)(参第三一三号)</p> <p>同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を地方<br/>創生及び消費者問題に関する特別委員会に付託し<br/>た。</p> <p>消費者被害の防止及びその回復の促進を図るた<br/>めの特定商取引に関する法律等の一部を改正す<br/>る法律案(閣法第五四号)</p> <p>同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決<br/>した旨衆議院に通知した。</p> <p>良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の<br/>確保を推進するための医療法等の一部を改正す<br/>る法律案</p> <p>少年法等の一部を改正する法律案</p> | <p>住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のた<br/>めの長期優良住宅の普及の促進に関する法律等<br/>の一部を改正する法律案<br/>子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を<br/>改正する法律案</p> <p>同日内閣から次の答弁書を受領した。<br/>参議院議員伊藤孝恵君提出官僚の働き方に関す<br/>る再質問に対する答弁書(第六八号)<br/>参議院議員伊藤孝恵君提出官僚の働き方改革に<br/>関する質問に対する答弁書(第六九号)</p> <p>同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通<br/>知した。</p> <p>良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の<br/>確保を推進するための医療法等の一部を改正す<br/>る法律</p> <p>少年法等の一部を改正する法律</p> <p>住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のた<br/>めの長期優良住宅の普及の促進に関する法律等<br/>の一部を改正する法律</p> <p>子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を<br/>改正する法律</p> <p>同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する<br/>協力に関する法律第七条の規定に基づく南スーダ<br/>ン国際平和協力業務実施計画の変更の報告を受領<br/>した。</p> <p>同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する<br/>協力に関する法律第七条の規定に基づく南スーダ<br/>ン国際平和協力業務の実施の状況の報告を受領し<br/>た。</p> <p>同日内閣から、海賊行為の処罰及び海賊行為への<br/>対処に関する法律第七條第三項の規定に基づく海<br/>賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律<br/>に基づく海賊対処行動についての報告を受領し<br/>た。</p> <p>同日内閣を経由して新型コロナウイルス感染症対</p> | <p>策本部長から、新型インフルエンザ等対策特別措<br/>置法第三十二条第三項の規定に基づく新型コロナウイルス<br/>感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域<br/>変更についての報告を受領した。<br/>一昨二十四日議長において、次のとおり常任委員<br/>の辞任を許可し、その補欠を指名した。<br/>総務委員</p> <p>辞任<br/>三浦 靖君 補欠 松山 政司君<br/>下野 六太君 山口那津男君</p> <p>外交防衛委員<br/>山口那津男君 補欠 下野 六太君</p> <p>文教科学委員<br/>世耕 弘成君 補欠 馬場 成志君<br/>安江 伸夫君 高瀬 弘美君</p> <p>厚生労働委員<br/>安江 伸夫君 補欠 高瀬 弘美君</p> <p>経済産業委員<br/>島村 大君 補欠 岩本 剛人君</p> <p>国土交通委員<br/>高瀬 弘美君 補欠 安江 伸夫君</p> <p>辞任<br/>岩本 剛人君 補欠 島村 大君<br/>清水 真人君 丸川 珠代君<br/>馬場 成志君 世耕 弘成君</p> <p>環境委員<br/>辞任<br/>松山 政司君 補欠 三浦 靖君<br/>丸川 珠代君 清水 真人君</p> <p>予算委員<br/>辞任<br/>山田 修路君 補欠 西田 昌司君</p> | <p>石井 章君 石井 苗子君<br/>武田 良介君 山添 拓君</p> <p>決算委員<br/>西田 昌司君 山田 修路君<br/>本田 顕子君 徳茂 雅之君<br/>山田 太郎君 今井絵理子君<br/>秋野 公造君 平木 大作君<br/>安江 伸夫君 竹内 真二君<br/>梅村 聡君 柳ヶ瀬裕文君<br/>柴田 巧君 清水 貴之君<br/>芳賀 道也君 上田 清司君<br/>山添 拓君 武田 良介君</p> <p>行政監視委員<br/>辞任<br/>徳茂 雅之君 補欠 足立 敏之君<br/>横沢 高徳君 石垣のりこ君<br/>竹内 真二君 安江 伸夫君<br/>清水 貴之君 柴田 巧君<br/>柳ヶ瀬裕文君 梅村 聡君<br/>上田 清司君 芳賀 道也君</p> <p>議院運営委員<br/>辞任<br/>足立 敏之君 補欠 本田 顕子君<br/>今井絵理子君 山田 太郎君<br/>石垣のりこ君 横沢 高徳君<br/>石井 苗子君 石井 章君<br/>井上 哲士君 倉林 明子君</p> <p>懲罰委員<br/>辞任<br/>平木 大作君 補欠 秋野 公造君</p> <p>同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さ<br/>れた。<br/>教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

関する法律案(文部科学委員長提出)(衆第一九号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五九号)

内閣委員会に付託  
農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案(閣法第五八号)

農林水産委員会に付託  
同日次の質問主意書を内閣に転送した。

容器包装リサイクル法の関係省令改正における政策評価法に基づいた政策評価に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第七三三号)

昨二十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

松山 政司君

補欠

三浦 靖君

山口那津男君

下野 六太君

外交防衛委員

辞任

下野 六太君

補欠

山口那津男君

文部科学委員

辞任

馬場 成志君

補欠

世耕 弘成君

厚生労働委員

辞任

高瀬 弘美君

補欠

安江 伸夫君

経済産業委員

辞任

岩本 剛人君

補欠

高橋はるみ君

補欠

高瀬 弘美君

補欠

安江 伸夫君

補欠

国土交通委員

辞任

島村 大君

補欠

岩本 剛人君

世耕 弘成君

馬場 成志君

丸川 珠代君

清水 真人君

環境委員

辞任

清水 真人君

補欠

丸川 珠代君

予算委員

辞任

西田 昌司君

補欠

山田 修路君

決算委員

辞任

徳茂 雅之君

補欠

足立 敏之君

山田 修路君

西田 昌司君

竹内 真二君

伊藤 孝江君

清水 貴之君

柴田 巧君

上田 清司君

芳賀 道也君

行政監視委員

辞任

足立 敏之君

補欠

徳茂 雅之君

安江 伸夫君

竹内 真二君

柴田 巧君

清水 貴之君

芳賀 道也君

上田 清司君

議院運営委員

辞任

伊藤 孝江君

補欠

安江 伸夫君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方創生及び消費者問題に関する特別委員

辞任

堀井 巖君

補欠

山下 雄平君

安江 伸夫君

高橋 光男君

同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

安江 伸夫君

補欠

下野 六太君

山下 芳生君

井上 哲士君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

農林水産委員会

理事 藤木 眞也君(藤木眞也君の補欠)

同日衆議院から次の議案が提出された。

自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律案(衆第一八号)

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律案(衆第一九号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案(閣法第六一号)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

離婚の際の父母の間における養育費の定め確保に関する施策の推進に関する法律案(舟山康江君外三名発議)

同日衆議院から、次の本院提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

公職選挙法の一部を改正する法律案

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

海上交通安全法等の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

著作権法の一部を改正する法律案(閣法第五七号)審査報告書

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四七号)審査報告書

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員有田芳生君提出ヘイトクライムに関する質問に対する答弁書(第七〇号)

参議院議員有田芳生君提出日朝平壤宣言に関する質問に対する答弁書(第七一号)

参議院議員船後靖彦君提出日本国内で使われる新型コロナウイルス感染症に係るワクチンに関する質問に対する答弁書(第七二号)

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

公職選挙法の一部を改正する法律

海上交通安全法等の一部を改正する法律

同日内閣から、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第三十一条の規定に基づく令和二年一月一日から同年十二月三十一日までの間における同法の施行状況の報告を受領した。

同日内閣を経由して法務大臣から、破壊活動防止法第三十六条の規定に基づく令和二年団体規制状況の年次報告を受領した。

同日内閣から、食料・農業・農村基本法第十四条第一項の規定に基づく「令和二年度食料・農業・農村の動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「令和三年度食料・農業・農村施策」についての文書を受領した。

審査報告書

著作権法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和三年五月二十五日

文部科学委員長 太田 房江

参議院議長 山東 昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護を図るため、図書館等が著作物等の公衆送信等を行うことができるようにするための規定を整備するとともに、放送同時配信等における著作物等の利用を放送等における利用と同様に円滑化するための措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

著作権法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和三年五月十八日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 山東 昭子殿

著作権法の一部を改正する法律案

著作権法の一部を改正する法律

第一条 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一項第九号の五の次に次の三号を加える。

九の六 特定入力型自動公衆送信 放送を受

信して同時に、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することにより行う自動公衆送信(当該自動公衆送信のために行う送信可能化を含む。)をいう。

九の七 放送同時配信等 放送番組又は有線

令和三年五月二十六日 参議院会議録第二十五号

著作権法の一部を改正する法律案

放送番組の自動公衆送信(当該自動公衆送信のために行う送信可能化を含む。以下この号において同じ。)のうち、次のイからハまでに掲げる要件を備えるもの(著作権者、出版権者若しくは著作隣接権者(以下「著作権者等」という。)の利益を不当に害するおそれがあるもの又は広く国民が容易に視聴することが困難なものとして文化庁長官が総務大臣と協議して定めるもの及び特定入力型自動公衆送信を除く。)をいう。

イ 放送番組の放送又は有線放送番組の有線放送が行われた日から一週間以内当該放送番組又は有線放送番組が同一の名称の下に一定の間隔で連続して放送され、又は有線放送されるものであつてその間隔が一週間を超えるものである場合には、一月以内でその間隔に應じて文化庁長官が定める期間内)に行われるもの(当該放送又は有線放送が行われるより前に行われるものを除く。)であること。

ロ 放送番組又は有線放送番組の内容を変更しないで行われるもの(著作権者等から当該自動公衆送信に係る許諾が得られていない部分を表示しないことその他のやむを得ない事情により変更されたものを除く。)であること。

ハ 当該自動公衆送信を受信して行う放送番組又は有線放送番組のデジタル方式の複製を防止し、又は抑止するための措置として文部科学省令で定めるものが講じられていないものであること。

九の八 放送同時配信等事業者 人的関係又は資本関係において文化庁長官が定める密接な関係(以下単に「密接な関係」という。)

を有する放送事業者又は有線放送事業者から放送番組又は有線放送番組の供給を受けて放送同時配信等を業として行う事業者をいう。

第二条 第二十一号中「著作権者、出版権者又は著作隣接権者(以下「著作権者等」という。)」を「著作権者等」に改め、同項第二十四号を同項第二十五号とし、同項第二十三号を同項第二十四号とし、同項第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三 著作権等管理事業者 著作権等管理事業法(平成十二年法律第百三十一号)第二条第三項に規定する著作権等管理事業者をいう。

第二条 第九項中「第九号の五」の下に、「第九号の七」を加える。

第三条 第一項中「若しくは」を「若しくは」に、「得た者若しくは」を「得た者又は」に、「第三十七号第三項ただし書及び第三十七号の二ただし書において」を「以下」に改める。

第四条 第一項中「次項、第三十七号第三項ただし書及び第三十七号の二ただし書において」を「以下」に改める。

第二十九号第二項中「が放送」の下に「又は放送同時配信等」を加え、同項第一号中「自動公衆送信(送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。)」を「特定入力型自動公衆送信」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 その著作物を放送同時配信等する権利及び放送同時配信等されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利

第二十九号第三項中「が有線放送」の下に「又は放送同時配信等」を加え、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 その著作物を放送同時配信等する権利及び放送同時配信等されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利

第三十一号第一項中の資料(以下この条において同じ。)を削り、同条第二項中「次項」を「次項若しくは第四項」に、「同項」を「以下この条」に改め、同条第三項中「当該図書館等の利用者の求めに應じ、その調査研究の用に供するため、自動公衆送信される当該著作物の一部分の複製物を作成し、当該複製物を一人につき一部提供する」を「次に掲げる行為を行う」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該図書館等の利用者の求めに應じ、当該利用者が自ら利用するために必要と認められる限度において、自動公衆送信された当該著作物の複製物を作成し、当該複製物を提供すること。

二 自動公衆送信された当該著作物を受信装置を用いて公に伝達すること(当該著作物の伝達を受ける者から料金(いづれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。第五項第二号及び第三十八号において同じ。)を受けない場合に限る。)

第三十一号に次の四項を加える。  
4 国立国会図書館は、次に掲げる要件を満たすときは、特定絶版等資料に係る著作物について、第二項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて、自動公衆

送信(当該自動公衆送信を受信して行う当該著作物のデジタル方式の複製を防止し、又は抑止するための措置として文部科学省令で定める措置を講じて行うものに限る。以下この項及び次項において同じ。)を行うことができる。

一 当該自動公衆送信が、当該著作物をあらかじめ国立国会図書館にその氏名及び連絡先その他文部科学省令で定める情報を登録している者(次号において「事前登録者」という。)の用に供することを目的とするものであること。

二 当該自動公衆送信を受信しようとする者が当該自動公衆送信を受信する際に事前登録者であることを識別するための措置を講じていること。

5 前項の規定による自動公衆送信を受信した者は、次に掲げる行為を行うことができる。

一 自動公衆送信された当該著作物を自ら利用するために必要と認められる限度において複製すること。

二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める要件に従つて、自動公衆送信された当該著作物を受信装置を用いて公に伝達すること。

イ 個人的に又は家庭内において当該著作物が閲覧される場合の表示の大きさと同等のものとして政令で定める大きさ以下

法人その他の営利を目的としない法人が設置するもののうち、自動公衆送信された著作物の公の伝達を適正に行うために必要な法に関する知識を有する職員が置かれて

いるものにおいて、営利を目的とせず、かつ、当該著作物の伝達を受ける者から料金を受けずに行うこと。

6 第四項の特定絶版等資料とは、第二項の規定により記録媒体に記録された著作物に係る絶版等資料のうち、著作権者若しくはその許諾を得た者又は第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾若しくは公衆送信許諾を得た者の申出を受けて、国立国会図書館の館長が当該申出のあつた日から起算して三月以内に絶版等資料に該当しなくなる蓋然性が高いと認めた資料を除いたものをいう。

7 前項の申出は、国立国会図書館の館長に対し、当該申出に係る絶版等資料が当該申出のあつた日から起算して三月以内に絶版等資料に該当しなくなる蓋然性が高いことを疎明する資料を添えて行うものとする。

第三十四条第一項中「若しくは」を削り、「又は当該放送を受信して同時に」を「地域限定特定入力型自動公衆送信(特定入力型自動公衆送信のうち、「」に改め、「」以下同じ)を削り、「自動公衆送信(送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む)」を「行われるものをいう。以下同じ」に改め、「行い」の下に「又は放送同時配信等(放送事業者、有線放送事業者又は放送同時配信等事業者が行うものに限る。第三十八条第三項、第三十九条並びに第四十条第二項及び第三項にお

いて同じ。)を行い」を加える。

第三十八条第一項中「(いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ)」を削り、同条第二項中「専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として自動公衆送信(送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む)」を「地域限定特定入力型自動公衆送信」に改め、同条第三項中「又は有線放送される著作物(放送される著作物が自動公衆送信される場合の当該著作物を含む)」を「有線放送され、特定入力型自動公衆送信が行われ、又は放送同時配信等(放送又は有線放送が終了した後開始されるものを除く。)が行われる著作物」に改める。

第三十九条第一項中「若しくは有線放送し、若しくは当該放送を受信して同時に専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として自動公衆送信(送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む)」を「有線放送し、地域限定特定入力型自動公衆送信を行い、若しくは放送同時配信等」に改め、同条第二項中「若しくは」を削り、「又は自動公衆送信される」を「地域限定特定入力型自動公衆送信が行われ、又は放送同時配信等が行われる」に改める。

第四十条第二項中「若しくは有線放送し、若しくは当該放送を受信して同時に専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として自動公衆送信(送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む)」を「有線放送し、地域限定特定入力型自動公衆送信が行われ、又は放送同時配信等が行われる」に改める。

第四十条第二項中「若しくは有線放送し、若しくは当該放送を受信して同時に専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として自動公衆送信(送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続し

ている自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む)」を「有線放送し、地域限定特定入力型自動公衆送信を行い、若しくは放送同時配信等」に改め、同条第三項中「若しくは」を削り、「又は自動公衆送信される」を「地域限定特定入力型自動公衆送信が行われ、又は放送同時配信等が行われる」に改める。

第四十四条第一項中「ことなく放送する」を「」ことなく放送し、又は放送同時配信等するに改め、「自己の放送」の下に「又は放送同時配信等(当該放送事業者と密接な関係を有する放送同時配信等事業者が放送番組の供給を受けて行うものを含む)」を加え、「同じく放送する」を「同じく放送し、若しくは放送同時配信等する」に改め、同条第二項中「有線放送する」を「有線放送し、又は放送同時配信等するに改め、「除く。」の下に「又は放送同時配信等(当該有線放送事業者と密接な関係を有する放送同時配信等事業者が有線放送番組の供給を受けて行うものを含む)」を加え、同条第三項中「前二項を」三項「に、又は有線放送を」、有線放送又は放送同時配信等」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 放送同時配信等事業者は、第二十三条第一項に規定する権利を害することなく放送同時配信等することができ、自己の放送同時配信等のために、自己の手段又は自己と密接な関係を有する放送事業者若しくは有線放送事業者の手段により、一時的に録音し、又は録画することができる。

第四十七条の六第一項第二号中「第三十一条第一項第一号若しくは第三項後段を」第三十一条第一項(第一号に係る部分に限る。)、第三項(第一号に係る部分に限る。若しくは第五項(第

一号に係る部分に限る。」に改める。

第四十七条の七中「第三項後段、第三十二条」を「第三項(第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)、第三十二条」に、「第三十一条第一項若しくは第三項後段を「第三十一条第一項若しくは第三項」に改める。

第四十九条第一項第一号中「若しくは第三項後段」を、「第三項第一号若しくは第五項第一号」に、「若しくは第二項」を「から第三項まで」に改め、同項第三号中「第四十四条第三項」を「第四十四条第四項」に、「又は有線放送事業者」を、「有線放送事業者又は放送同時配信等事業者」に改め、同条第二項第一号中「若しくは第三項後段」を、「第三項第一号若しくは第五項第一号」に改める。

第六十三条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 著作物の放送又は有線放送及び放送同時配信等について許諾(第一項の許諾をいう。以下この項において同じ。)を行うことができる者が、特定放送事業者等(放送事業者又は有線放送事業者のうち、放送同時配信等を業として行い、又はその者と密接な関係を有する放送同時配信等事業者が業として行う放送同時配信等のために放送番組若しくは有線放送番組を供給しており、かつ、その事実を周知するための措置として、文化庁長官が定める方法により、放送同時配信等が行われている放送番組又は有線放送番組の名称、その放送又は有線放送の時間帯その他の放送同時配信等の実施状況に関する情報として文化庁長官が定める情報を公表しているものをいう。以下この項において同じ。)に対し、当該特定放送事業者等の放送番組又は有線放送番組にお

ける著作物の利用の許諾を行った場合には、当該許諾に際して別段の意思表示をした場合を除き、当該許諾には当該著作物の放送同時配信等(当該特定放送事業者等と密接な関係を有する放送同時配信等事業者が当該放送番組又は有線放送番組の供給を受けて行うものを含む。)の許諾を含むものと推定する。

第六十八条の見出しを「著作物の放送等」に改め、同条第一項中「放送しよう」を「放送し、又は放送同時配信しよう」に改め、「放送事業者」の下に「又は放送同時配信等事業者」を加え、「の許諾を」若しくは「放送同時配信等の許諾に、」放送するを「放送し、又は放送同時配信等する」に改め、同条第二項中「放送される」を「放送され、又は放送同時配信等される」に、「専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として自動公衆送信(送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。)」を「地域限定特定入力型自動公衆送信」に、「自動公衆送信」を、「地域限定特定入力型自動公衆送信」に改める。

第七十条第四項第二号中「放送」の下に「又は放送同時配信等」を加える。

第八十条第四項中「及び第五項」を「及び第六項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

第八十六条第一項中「第三項後段」を「第三項(第一号に係る部分に限る。)」に改め、同条第二項第一号中「私的使用の目的」の下に「又は第三十一条第五項第一号に定める目的」を加え、「同項」を「これら」に改め、同項第二号中「第三項後段」を「第三項第一号」に改め、同条第三項中「第三十一条第三項前段」の下に「及び第四項」を加

える。

第九十三条の見出しを「放送等のための固定」に改め、同条第一項中「放送の」を「放送及び放送同時配信等の」に改め、同条第二項中「行なった」を「行つた」に改め、同項第一号中「放送」の下に「若しくは放送同時配信等」を加え、同項第二号中「放送事業者」の下に「又は放送同時配信等事業者」を加え、「さらに」を「更に」に、「放送の」を「放送又は放送同時配信等の」に改める。

第九十四条を第九十三条の二とし、同条の次に次の二条を加える。

(放送等のための固定物等による放送同時配信等)

第九十三条の三 第九十二条の二第一項に規定する権利(放送同時配信等に係るもの)に限る。以下この項及び第九十四条の三第一項において同じ。)を有する者(以下「特定実演家」という。)が放送事業者に対し、その実演の放送同時配信等(当該放送事業者と密接な関係を有する放送同時配信等事業者が放送番組の供給を受けて行うものを含む。)の許諾を行つたときは、契約に別段の定めがない限り、当該許諾を得た実演(当該実演に係る第九十二条の二第一項に規定する権利について著作権等管理事業者による管理が行われているもの又は文化庁長官が定める方法により当該実演に係る特定実演家の氏名若しくは名称、放送同時配信等の許諾の申込みを受け付けるための連絡先その他の円滑な許諾のために必要な情報であつて文化庁長官が定めるものの公表がされているものを除く。)について、当該許諾に係る放送同時配信等のほか、次に掲げる放送同時配信等を行うことができる。

- 一 当該許諾を得た放送事業者が当該実演について第九十三条第一項の規定により作成した録音物又は録画物を用いてする放送同時配信等
- 二 当該許諾を得た放送事業者と密接な関係を有する放送同時配信等事業者が当該放送事業者から当該許諾に係る放送番組の供給を受けてする放送同時配信等
- 三 前項の場合において、同項各号に掲げる放送同時配信等が行われたときは、当該放送事業者又は放送同時配信等事業者は、通常の使用料の額に相当する額の報酬を当該実演に係る特定実演家に支払わなければならない。
- 3 前項の報酬を受ける権利は、著作権等管理事業者であつて全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定するものがあるときは、当該指定を受けた著作権等管理事業者(以下この条において「指定報酬管理事業者」という。)によつてのみ行使することができる。
- 4 文化庁長官は、次に掲げる要件を備える著作権等管理事業者でなければ、前項の規定による指定をしてはならない。
  - 一 営利を目的としないこと。
  - 二 その構成員が任意に加入し、又は脱退することができること。
  - 三 その構成員の議決権及び選挙権が平等であること。
  - 四 第二項の報酬を受ける権利を有する者(次項及び第七項において「権利者」という。)のためにその権利を行使する業務を自らの確に遂行するに足りる能力を有すること。
- 5 指定報酬管理事業者は、権利者のために自

己の名をもつてその権利に関する裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する。

6 文化庁長官は、指定報酬管理事業者に対し、政令で定めるところにより、第二項の報酬に係る業務に関して報告をさせ、若しくは帳簿、書類その他の資料の提出を求め、又はその業務の執行方法の改善のため必要な勧告をすることができる。

7 指定報酬管理事業者が第三項の規定により権利者のために請求することができる報酬の額は、毎年、指定報酬管理事業者と放送事業者若しくは放送同時配信等事業者又はその団体との間において協議して定めるものとする。

8 前項の協議が成立しないときは、その当事者は、政令で定めるところにより、同項の報酬の額について文化庁長官の裁定を求めることができる。

9 第七十条第三項、第六項及び第八項、第七十一条(第二号に係る部分に限る。)、第七十二条第一項、第七十三条本文並びに第七十四条第一項第四号及び第五号に係る部分に限る。第十一項において同じ。及び第二項の規定は、第二項の報酬及び前項の裁定について準用する。この場合において、第七十条第三項中「著作権者」とあり、及び同条第六項中「申請者に通知し、第六十八条第一項又は前条の裁定をしたときは、その旨を当事者」とあるのは「当事者」と、第七十四条第二項中「著作権者」とあるのは「第九十三条の第三項に規定する指定報酬管理事業者」と読み替えるものとする。

10 前項において準用する第七十二条第一項の訴えにおいては、訴えを提起する者が放送事

業者若しくは放送同時配信等事業者又はその団体であるときは指定報酬管理事業者を、指定報酬管理事業者であるときは放送事業者若しくは放送同時配信等事業者又はその団体を、それぞれ被告としなければならない。

11 第九項において準用する第七十四条第一項及び第二項の規定による報酬の供託は、指定報酬管理事業者の所在地の最寄りの供託所にするものとする。この場合において、供託をした者は、速やかにその旨を指定報酬管理事業者に通知しなければならない。

12 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定は、第七項の協議による定め及びこれに基づいてする行為については、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いる場合及び関連事業者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

13 第二項から前項までに定めるもののほか、第二項の報酬の支払及び指定報酬管理事業者に関し必要な事項は、政令で定める。

(特定実演家と連絡することができない場合の放送同時配信等)

第九十四条 第九十三条の二第一項の規定により同項第一号に掲げる放送において実演が放送される場合において、当該放送を行う放送事業者又は当該放送事業者と密接な関係を有する放送同時配信等事業者は、次に掲げる措置の全てを講じてもなお当該実演に係る特定実演家と連絡することができないときは、契約に別段の定めがない限り、その事情につき、著作権等管理事業者であつて全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定したもの(以下この条において「指定補償金

管理事業者」という。)の確認を受け、かつ、通常の使用料の額に相当する額の補償金であつて特定実演家に支払うべきものを指定補償金管理事業者に支払うことにより、放送事業者にあつては当該放送に用いる録音物又は録画物を用いて、放送同時配信等事業者にあつては当該放送に係る放送番組の供給を受けて、当該実演の放送同時配信等を行うことができる。

一 当該特定実演家の連絡先を保有している場合には、当該連絡先に宛てて連絡を行うこと。

二 著作権等管理事業者であつて実演について管理を行っているものに対し照会すること。

三 前条第一項に規定する公表がされているかどうかを確認すること。

四 放送同時配信等することを予定している放送番組の名称、当該特定実演家の氏名その他の文化庁長官が定める情報を文化庁長官が定める方法により公表すること。

2 前項の確認を受けようとする放送事業者又は放送同時配信等事業者は、同項各号に掲げる措置の全てを適切に講じてもなお放送同時配信等しようとする実演に係る特定実演家と連絡することができないことを疎明する資料を指定補償金管理事業者に提出しなければならない。

3 第一項の規定により補償金を受領した指定補償金管理事業者は、同項の規定により放送同時配信等された実演に係る特定実演家から請求があつた場合には、当該特定実演家に当該補償金を支払わなければならない。

4 前条第四項の規定は第一項の規定による指

定について、同条第五項から第十三項までの規定は第一項の補償金及び指定補償金管理事業者について、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項第四号中「第二項の報酬を受ける権利を有する者(次項及び第七項において「権利者」という。)のためにその権利を行使する」とあるのは「次条第一項の確認及び同項の補償金に係る」と、同条第五項中「権利者」とあるのは「特定実演家」と、同条第六項中「第二項の報酬」とあるのは「次条第一項の確認及び同項の補償金」と、同条第七項中「第三項の規定により権利者のために請求することができる報酬」とあるのは「次条第一項の規定により受領する補償金」と読み替えるものとする。

第九十四条の二中「次条第一項」を「第九十五条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(商業用レコードに録音されている実演の放送同時配信等)

第九十四条の三 放送事業者、有線放送事業者又は放送同時配信等事業者は、第九十一条第一項に規定する権利を有する者の許諾を得て商業用レコード(送信可能化されたレコードを含む。次項、次条第一項、第九十六条の三第一項及び第二項並びに第九十七条第一項及び第三項において同じ。)に録音されている実演(当該実演に係る第九十二条の二第一項に規定する権利について著作権等管理事業者による管理が行われているもの又は文化庁長官が定める方法により当該実演に係る特定実演家の氏名若しくは名称、放送同時配信等の許諾の申込みを受け付けるための連絡先その他の円滑な許諾のために必要な情報であつて文

化庁長官が定めるものの公表がされているものを除く。』について放送同時配信等を行うことができる。

2 前項の場合において、商業用レコードを用いて同項の実演の放送同時配信等を行ったときは、放送事業者、有線放送事業者又は放送同時配信等事業者は、通常の使用料の額に相当する額の補償金を当該実演に係る特定実演家に支払わなければならない。

3 前項の補償金を受ける権利は、著作権等管理事業者であつて全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定するものがあるときは、当該著作権等管理事業者によつてのみ行使することができる。

4 第九十三条の三第四項の規定は前項の規定による指定について、同条第五項から第十三項までの規定は第二項の補償金及び前項の規定による指定を受けた著作権等管理事業者について、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項第四号中「第二項の報酬」とあるのは「第九十四条の三第二項の補償金」と、同条第七項及び第十項中「放送事業者」とあるのは「放送事業者、有線放送事業者」と読み替えるものとする。

第九十五条第一項中「送信可能化されたレコードを含む。第九十七条第一項及び第三項において同じ。」を削り、同条第十三項中「昭和二十二年法律第五十四号」を削る。

第九十六条の二の次に次の一条を加える。

（商業用レコードの放送同時配信等）  
第九十六条の三 放送事業者、有線放送事業者又は放送同時配信等事業者は、商業用レコード（当該商業用レコードに係る前条に規定する権利（放送同時配信等に係るものに限る。

令和三年五月二十六日 参議院会議録第二十五号

以下この項及び次項において同じ。』について著作権等管理事業者による管理が行われているもの又は文化庁長官が定める方法により当該商業用レコードに係る同条に規定する権利を有する者の氏名若しくは名称、放送同時配信等の許諾の申込みを受け付けるための連絡先その他の円滑な許諾のために必要な情報であつて文化庁長官が定めるものの公表がされているものを除く。次項において同じ。』を用いて放送同時配信等を行うことができる。

2 前項の場合において、商業用レコードを用いて放送同時配信等を行ったときは、放送事業者、有線放送事業者又は放送同時配信等事業者は、通常の使用料の額に相当する額の補償金を当該商業用レコードに係る前条に規定する権利を有する者に支払わなければならない。

3 前項の補償金を受ける権利は、著作権等管理事業者であつて全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定するものがあるときは、当該著作権等管理事業者によつてのみ行使することができる。

4 第九十三条の三第四項の規定は前項の規定による指定について、同条第五項から第十三項までの規定は第二項の補償金及び前項の規定による指定を受けた著作権等管理事業者について、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項第四号中「第二項の報酬」とあるのは「第九十六条の三第二項の補償金」と、同条第七項及び第十項中「放送事業者」とあるのは「放送事業者、有線放送事業者」と読み替えるものとする。

第二百二条第一項中「第九十二条第一項」の下に「第九十二条の二第一項、第九十六条の二

著作権法の一部を改正する法律案

を、「第九十二条第一項又は第百条の三」との下に「同条第三項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条の二第一項又は第九十六条の二」とを加え、同条第五項中「専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として送信可能化（公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものに限る。）」を地域限定特定入力型自動公衆送信」に改め、同条第八項中「これを受信して同時に専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として送信可能化（公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものに限る。）」を「」に改め、同条第九項第一号中若しくは第三項後段を「第三項第一号若しくは第五項第一号」に、「若しくは第二項」を「から第三項まで」に改め、同項第三号中「第四十四条第三項」を「第四十四条第四項」に、「又は有線放送事業者」を「有線放送事業者又は放送同時配信等事業者」に改める。

第百三条中「及び第四項を」を「から第五項まで」に改め、「放送又は有線放送の利用について」の下に「第六十八條、第七十條第四項第一号及び第七項を除く。」、第七十一条（第二号に係る部分に限る。）、第七十二条、第七十三条本文及び第七十四条の規定は著作権隣接権者に協議を求めたがその協議が成立せず、又はその協議をすることができない場合における実演、レコード、放送又は有線放送の利用について」を加え、「第六十三條第五項」を「第六十三條第六項」に、「第七十條第五項中「前項」とあるのは「第百三条において準用する第六十七條第一項」

とを「第六十八條第二項中「第三十八條第二項及び第三項」とあるのは「第百二条第一項において準用する第三十八條第二項」とに改める。  
第百十四條第四項中「平成十二年法律第百三十一号」及び「同条第三項に規定する」を削る。

第二条 著作権法の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 授業目的公衆送信補償金（第百四条の十一―第百四条の十七）」を「第二節 図書館等公衆送信補償金（第百四条の十一―第百四条の十七）」に改める。  
第三十一条第一項中「この項及び第三項を」を「この条及び第百四条の十の四第三項」に改め、「次項」の下に「及び第六項」を加え、同項第一号中「発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物」を「国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物（次項及び次条第二項において「国等の周知目的資料」という。）その他の著作物の全部の複製物の提供が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるものとして政令で定めるもの」に改め、同条第七項を同条第十一項とし、同条第六項中「第四項」を「第八項」に、「第二項」を「第六項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項を同条第九項とし、同条第四項中「第二項」を「第六項」に改め、同項第一号中「その氏名及び連絡先その他文部科学省令で定める情報」を「利用者情報」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項第二号中「第五項第二号」を「第九項第二号」に改め、同項を同条

第七項とし、同条第二項中「前項各号」を「第一項各号」に、「第四項」を「第八項」に改め、「電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。」を削り、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2 特定図書館等においては、その営利を目的としない事業として、当該特定図書館等の利用者（あらかじめ当該特定図書館等とその氏名及び連絡先その他文部科学省令で定める情報次項第三号及び第八項第一号において「利用者情報」という。）を登録している者に限る。第四項及び第百四条の十の四第四項において同じ。）の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（国等の周知目的資料その他の著作物の全部の公衆送信が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるものとして政令で定めるものにあつては、その全部について、次に掲げる行為を行うことができる。ただし、当該著作物の種類（著作権者若しくはその許諾を得た者又は第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその公衆送信許諾を得た者による当該著作物の公衆送信（放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。以下この条において同じ。）の実施状況を含む。第百四条の十の四第四項において同じ。）及び用途並びに当該特定図書館等が行う公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

一 図書館資料を用いて次号の公衆送信のた

めに必要な複製を行うこと。

二 図書館資料の原本又は複製物を用いて公衆送信を行うこと（当該公衆送信を受信して作成された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）による著作物の提供又は提示を防止し、又は抑止するための措置として文部科学省令で定める措置を講じて行うものに限る。）。

3 前項に規定する特定図書館等とは、図書館等であつて次に掲げる要件を備えるものをいう。

- 一 前項の規定による公衆送信に関する業務を適正に実施するための責任者が置かれていること。
  - 二 前項の規定による公衆送信に関する業務に従事する職員に対し、当該業務を適正に実施するための研修を行っていること。
  - 三 利用者情報を適切に管理するために必要な措置を講じていること。
  - 四 前項の規定による公衆送信のために作成された電磁的記録に係る情報が同項に定める目的以外の目的のために利用されることを防止し、又は抑止するために必要な措置として文部科学省令で定める措置を講じていること。
  - 五 前各号に掲げるもののほか、前項の規定による公衆送信に関する業務を適正に実施するために必要な措置として文部科学省令で定める措置を講じていること。
- 4 第二項の規定により公衆送信された著作物を受信した特定図書館等の利用者は、その調

査研究の用に供するために必要と認められる限度において、当該著作物を複製することができ。

5 第二項の規定により著作物の公衆送信を行う場合には、第三項に規定する特定図書館等を設置する者は、相当な額の補償金を当該著作物の著作権者に支払わなければならない。第三十二条第二項中「国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物」を「国等の周知目的資料」に改める。

第四十七条の六第一項第二号中「第三項」を「第二項、第四項、第七項」に、「第五項」を「第九項」に改める。

第四十七条の七中「第三項（を）第七項（に）」、「第三十一条第一項若しくは第三項」を「第三十一条第一項若しくは第七項」に改める。

第四十九条第一項第一号及び第二項第一号中「第三項第一号若しくは第五項第一号」を「第二項第一号、第四項、第七項第一号若しくは第九項第一号」に改める。

第八十一条第二号中「次条第一項第二号」の下に「及び第百四条の十の三第二号ロ」を加える。

第八十六条第一項中「第三項（を）第七項（に）」、「第三十条の四ただし書」の下に、「第三十一条第一項第一号」を加え、同条第二項第一号中「第三十一条第五項第一号」を「第三十一条第四項若しくは第九項第一号」に改め、同項第二号中「第三項第一号」を「第七項第一号」に改め、同条第三項中「第三十一条第三項前段及び第四項」を「第三十一条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第五項、第七項前段及び第八項」

に改め、「第三十条の四ただし書」の下に、「第三十一条第五項を加え、同条第一項ただし書」を「第三十一条第二項中「著作権者の」とあるのは「出版権者の」と、「著作権者若しくはその許諾を得た者又は第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくは」とあるのは「第七十九条の出版権の設定を受けた者又は」と、第四十七条の五第一項ただし書に改める。

第二百九条第九項第一号中「第三項第一号若しくは第五項第一号」を「第二項第一号、第四項、第七項第一号若しくは第九項第一号」に改める。第百四条の二第二項中（以下この節において「指定管理団体」という。）を削り、「当該指定管理団体」を「当該指定を受けた団体（以下この節において「指定管理団体」という。）に改め、同条第二項中「前項の規定による指定がされた場合には、」を削る。

第百四条の十一第一項中（以下この節において「指定管理団体」という。）を削り、「当該指定管理団体」を「当該指定を受けた団体（以下この節において「指定管理団体」という。）に改め、同条第二項中「前項の規定による指定がされた場合には、」を削る。

第五章第二節を同章第三節とし、同章第一節の次に次の一節を加える。

第二節 図書館等公衆送信補償金（図書館等公衆送信補償金を受ける権利の行使）

第百四条の十の二 第三十一条第五項（第八十六条第三項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。第百四条の十の四第二項及び第百四条の十の五第二項において同じ。）の補償金（以下この節において「図書館等公衆送信補償金」という。）を受ける権利は、図書館

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>等公衆送信補償金を受ける権利を有する者（次項及び次条第四号において「権利者」という。）のためにその権利を行使することを目的とする団体であつて、全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定するものがあるときは、当該指定を受けた団体（以下この節において「指定管理団体」という。）によつてのみ行使することができる。</p> <p>2 指定管理団体は、権利者のために自己の名をもつて図書館等公衆送信補償金を受ける権利に関する裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する。</p> <p>（指定の基準）</p> <p>第百四条の十の三 文化庁長官は、次に掲げる要件を備える団体でなければ前条第一項の規定による指定をしてはならない。</p> <p>一 一般社団法人であること。</p> <p>二 次に掲げる団体を構成員とすること。</p> <p>イ 第三十一条第二項（第八十六条第三項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。次条第四項において同じ。）の規定による公衆送信（以下この節において「図書館等公衆送信」という。）に係る著作物に關し第二十三条第一項に規定する権利を有する者を構成員とする団体（その連合体を含む。）であつて、国内において図書館等公衆送信に係る著作物に關し同項に規定する権利を有する者の利益を代表すると認められるもの</p> <p>ロ 図書館等公衆送信に係る著作物に關する第二号出版権者を構成員とする団体（その連合体を含む。）であつて、国内において図書館等公衆送信に係る著作物に關する第二号出版権者の利益を代表する</p> | <p>と認められるもの</p> <p>三 前号イ及びロに掲げる団体がそれぞれ次に掲げる要件を備えるものであること。</p> <p>イ 営利を目的としないこと。</p> <p>ロ その構成員が任意に加入し、又は脱退することができること。</p> <p>ハ その構成員の議決権及び選挙権が平等であること。</p> <p>四 権利者のために図書館等公衆送信補償金を受ける権利を行使する業務（第百四条の十の六第一項の事業に係る業務を含む。以下この節において「補償金関係業務」という。）を的確に遂行するに足りる能力を有すること。</p> <p>（図書館等公衆送信補償金の額）</p> <p>第百四条の十の四 第百四条の十の二第二項の規定により指定管理団体が図書館等公衆送信補償金を受ける権利を行使する場合には、指定管理団体は、図書館等公衆送信補償金の額を定め、文化庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 前項の認可があつたときは、図書館等公衆送信補償金の額は、第三十一条第五項の規定にかかわらず、その認可を受けた額とする。</p> <p>3 指定管理団体は、第一項の認可の申請に際し、あらかじめ、図書館等を設置する者の団体で図書館等を設置する者の意見を代表すると認められるものの意見を聴かなければならない。</p> <p>4 文化庁長官は、第一項の認可の申請に係る図書館等公衆送信補償金の額が、第三十一条第二項の規定の趣旨、図書館等公衆送信に係る著作物の種類及び用途並びに図書館等公衆</p> | <p>送信の態様に照らした著作権者等の利益に与える影響、図書館等公衆送信により電磁的記録を容易に取得することができることにより特定図書館等の利用者が受ける便益その他の事情を考慮した適正な額であると認めるときでなければ、その認可をしてはならない。</p> <p>5 文化庁長官は、第一項の認可をするときは、文化審議会に諮問しなければならない。（補償金関係業務の執行に関する規程）</p> <p>第百四条の十の五 指定管理団体は、補償金関係業務を開始しようとするときは、補償金関係業務の執行に關する規程を定め、文化庁長官に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 前項の規程には、図書館等公衆送信補償金の分配に關する事項を含むものとし、指定管理団体は、第三十一条第五項の規定の趣旨を考慮して当該分配に關する事項を定めなければならない。</p> <p>（著作権等の保護に關する事業等のための支出）</p> <p>第百四条の十の六 指定管理団体は、図書館等公衆送信補償金の総額のうち、図書館等公衆送信による著作物の利用状況、図書館等公衆送信補償金の分配に係る事務に要する費用その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算出した額に相当する額を、著作権、出版権及び著作隣接権の保護に關する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業のために支出しなければならない。</p> <p>2 文化庁長官は、前項の政令の制定又は改正の立案をするときは、文化審議会に諮問しなければならない。</p> <p>3 文化庁長官は、第一項の事業に係る業務の</p> | <p>適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、指定管理団体に対し、当該業務に關し監督上必要な命令をすることができる。（報告の徴収等）</p> <p>第百四条の十の七 文化庁長官は、指定管理団体の補償金関係業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、指定管理団体に対し、補償金関係業務に關して報告をさせ、若しくは帳簿、書類その他の資料の提出を求め、又は補償金関係業務の執行方法の改善のため必要な勧告をすることができる。（政令への委任）</p> <p>第百四条の十の八 この節に規定するもののほか、指定管理団体及び補償金関係業務に關し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、令和四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 附則第七条の規定 公布の日</p> <p>二 附則第三条及び第四条の規定 令和三年十月一日</p> <p>三 第一条中著作権法第三条第一項の改正規定、同法第四条第一項の改正規定、同法第三十一条の改正規定、同法第三十八条第一項の改正規定、同法第四十七条の六第一項第二号の改正規定、同法第四十七条の七の改正規定、同法第四十九条第一項第一号の改正規定（若しくは第三項後段を「第三項第一号若しくは第五項第一号」に改める部分に限る。）、同条第二項第一号の改正規定、同法第八十六条の改正規定及び同法第二百二条第九項</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

第一号の改正規定(若しくは第三項後段を「第三項第一号若しくは第五項第一号」に改める部分に限る。)並びに附則第五条の規定公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

四 第二条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日(経過措置)

第二条 第一条の規定(前条第三号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の著作権法(以下「第一条改正後著作権法」という。)第二十九条第二項及び第三項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に創作される映画の著作物の著作権の帰属について適用し、施行日前に創作された映画の著作物の著作権の帰属については、なお従前の例による。(放送同時配信等の対象としない自動公衆送信を定めるための準備行為)

第三条 文化庁長官は、第一条改正後著作権法第二条第一項第九号の七に規定する著作権者、出版権者若しくは著作隣接権者の利益を不当に害するおそれがある自動公衆送信又は広く国民が容易に視聴することが困難な自動公衆送信を定めるために、施行日前においても、総務大臣に協議することができる。

(著作権等管理事業者の指定等に関する準備行為)

第四条 文化庁長官は、施行日前においても、第一条改正後著作権法第九十三条の第三項、第九十四条第一項、第九十四条の第三項又は第九十六条の第三項の規定及び第一条改正後著作権法第九十三条の第四項、第一条改正後著作権法第九十四条第四項、第九十四条の第三項

項及び第九十六条の第三項において準用する場合を含む。)の規定の例により、著作権等管理事業者(第一条改正後著作権法第二条第一項第二十三号に規定する著作権等管理事業者をいう。以下この条において同じ。)の指定をすることができる。この場合において、それらの指定は、施行日以後は、それぞれ第一条改正後著作権法第九十三条の第三項、第九十四条第一項、第九十四条の第三項又は第九十六条の第三項の規定による指定とみなす。

2 前項の規定による指定を受けた著作権等管理事業者は、施行日前においても、第一条改正後著作権法第九十三条の第三項及び第十二項(これらの規定を第一条改正後著作権法第九十四条第四項、第九十四条の第三項及び第九十六条の第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の例により、令和四年の第一条改正後著作権法第九十三条の第三項に規定する報酬又は補償金の額について、放送事業者、有線放送事業者若しくは放送同時配信等事業者(第一条改正後著作権法第二条第一項第九号の八に規定する放送同時配信等事業者をいう。附則第八条第一項において同じ。)又はその団体と協議して定めることができる。

(団体の指定等に関する準備行為)

第五条 文化庁長官は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「第四号施行日」という。)前においても、第二条の規定による改正後の著作権法(以下この条及び附則第八条第二項において「第二条改正後著作権法」という。)第百四条の十の二第一項及び第百四条の十の三の規定の例により、団体の指定をする

ことができる。この場合において、当該指定は、第四号施行日以後は、第二条改正後著作権法第百四条の十の二第一項の規定による指定とみなす。

2 前項の規定による指定を受けた団体は、第四号施行日以前においても、第二条改正後著作権法第百四条の十の四第一項及び第三項の規定の例により、同項の意見を聴き、及び同条第一項の認可の申請をすることができる。

3 文化庁長官は、前項の規定による認可の申請があつた場合には、第四号施行日以前においても、第二条改正後著作権法第百四条の十の四第四項及び第五項の規定の例により、文化審議会に諮問し、及びその認可をすることができる。この場合において、当該認可は、第四号施行日以後は、同条第一項の規定による認可とみなす。

4 第一項の規定による指定を受けた団体は、第四号施行日以前においても、第二条改正後著作権法第百四条の十の五の規定の例により、同条第一項の補償金関係業務の執行に関する規程を定め、文化庁長官に届け出ることができる。この場合において、当該届出は、第四号施行日以後は、同項の規定による届出とみなす。

5 文化庁長官は、第二条改正後著作権法第百四条の十の六第一項の政令の制定の立案のために、第四号施行日以前においても、文化審議会に諮問することができる。

(罰則についての経過措置)

第六条 この法律(附則第一条第三号及び第四号に掲げる規定にあつては、当該各規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に係る経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、放送事業者、有線放送事業者又は放送同時配信等事業者が業として行う放送同時配信等(第一条改正後著作権法第二条第一項第九号の七に規定する放送同時配信等をいう。以下この項において同じ。)の実施状況、これらの者による著作隣接権者への報酬及び補償金の支払の状況その他の第一条改正後著作権法の施行の状況を勘案し、放送同時配信等における著作物、実演及びレコードの公正な利用並びに著作権者及び著作隣接権者の適正な利益の確保に資する施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、第二条改正後著作権法第三十一条第三項に規定する特定図書館等の設置者による図書館等公衆送信補償金(第二条改正後著作権法第百四条の十の二第一項に規定する図書館等公衆送信補償金をいう。以下この項において同じ。)の支払に要する費用を第二条改正後著作権法第三十一条第二項に規定する特定図書館等の利用者の負担に適切に反映させることが重要であることに鑑み、その費用の円滑かつ適正な転嫁に寄与するため、図書館等公衆送信補償金の趣旨及び制度の内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解と協力を得るよう努めなければならない。

審査報告書

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和三年五月二十五日

環境委員長 長浜 博行  
参議院議長 山東 昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、我が国における脱炭素社会の実現に向けた対策の強化を図るため、二〇五〇年までの脱炭素社会の実現等の地球温暖化対策の推進に当たつての基本理念を新たに定めるとも、地方公共団体の実行計画の記載事項の見直し、地域脱炭素化促進施設の整備及びその他の地域の脱炭素化のための取組を一体的に行う事業の実施に関し市町村の認定を受けた事業者に対する温泉法等に基づく手続についての特例措置の創設、温室効果ガス算定排出量の報告制度の見直し等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。  
一、費用  
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、地域脱炭素化促進事業の実施に当たっては、水力、自然界に存する熱等の再生可能エネルギーも積極的に活用すること。また、エネルギーの使用の合理化や地域環境の整備に留意す

るとともに、地域の特性をいかした事業の展開及びその利益の地域の経済活動への還元等に配慮しつつ行われるよう努めること。

二、地球温暖化対策の推進に当たっては、科学的知見の充実に努めつつ、地球温暖化の予防的な取組方法の考え方にに基づき早期に対応すること。また、地域住民その他の多様な主体の参加と協力を得るとともに、透明性を確保しながら行うこと。あわせて、将来の国民の過大な負担とならないよう迅速かつ適切に行うほか、我が国に蓄積された知識、技術、経験等をいかすとともに、国際社会における我が国の占める地位に応じて、国際的協調の下に積極的に推進すること。

三、国は、温室効果ガス排出量の削減等の施策の推進に当たり、国民の意見を国の施策に反映させるため、情報の提供及び幅広い世代や分野からの意見聴取等の必要な措置を講ずるよう努めること。また、地方公共団体に対し、住民の意見を施策に反映させるための情報の提供や意見聴取等に努めるよう促すとともに、事業者に対しては、その事業者が講じた措置等についての情報の公開に努めるよう協力を求めること。

四、国は、その設置する施設について省エネルギー・再生可能エネルギー利用改修を計画的に実施し、エネルギーの使用合理化の促進や温室効果ガスの排出量削減等を図ること。効率的な二酸化炭素吸収源としての適正な森林対策、気候変動への適応策を関係省庁の連携の下、推進すること。

五、市町村による地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定及び地域脱炭素化促進事業計画の認定に当たっては、市町村に過重な負担が生じないよう、必要な情報提供、助言及び専門家の

派遣その他の援助による、きめ細やかな支援を行うこと。

六、地域脱炭素化促進事業については、住民その他利害関係者の意見が十分に反映できるよう、地方公共団体実行計画を定めるに当たっては地域における公聴会の開催等が、また、地方公共団体実行計画協議会の構成員の選定に当たっては当該区域の住民及び専門家等の参画が確保されるよう地方公共団体にに対し促すこと。さらに、地域脱炭素化促進事業に関する地域の設定の在り方について引き続き検討を行い、その結果に基づき、環境の保全等のため所要の措置を講ずること。

七、促進区域に関する基準については、自然公園や鳥獣保護区等の保護地域及び絶滅のおそれのある野生動植物種の生育・生息地等の保護地域への環境保全上の支障を及ぼさないよう、慎重に検討すること。特に、大規模な再生可能エネルギー施設を誘致する促進区域の設定を行う場合には、再生可能エネルギーの種類ごとの特性等を踏まえつつ、原則としてこれらの地域が回避されるような基準を設けること。

八、都道府県が促進区域に関する基準を定める場合には、認定地域脱炭素化促進事業計画に基づく施設整備について環境影響評価法の計画段階配慮書の手続が適用されないことを考慮し、環境への影響が回避されるよう適切な助言等を行うとともに、広く住民の意見が反映されるよう促すこと。

九、市町村が促進区域を設定するに当たっては、環境省による風力発電における鳥類のセンシティブティマップ等を活用し脆弱な自然環境の把握に努めること及び土砂の崩壊等の発生を防止し、水源かん養の機能を有する保安林の取扱

いについて、住民生活に支障を及ぼさないよう検討することを市町村に対し促すこと。

十、地域脱炭素化促進施設が発電施設としての用途を終了した際には、地域脱炭素化促進事業計画の認定の取消しや事業者の倒産の場合も含め、設備の撤去及び撤去後の自然環境の復元等について適切な取扱いがなされるよう、関係省庁と連携して対応すること。

十一、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度については、事業者の削減取組の促進やESG金融の観点から、報告事項の在り方等を含め、脱炭素社会の実現に資する制度の在り方の検討を引き続き進めること。

十二、地球温暖化に伴う気候変動に起因する影響が危機的な水準にあることに鑑み、温室効果ガス排出量削減等のための施策の在り方、パリ協定に対応した法体系その他の気候変動に関する法制度の在り方について検討を行い、その結果に基づき、法制的整備その他の所要の措置を講ずること。

十三、温室効果ガス削減に関する二〇三〇年度及び二〇五〇年目標を達成するため省庁横断の実効性のある統合的な施策の推進体制や客観的評価を検討すること。

十四、地球温暖化対策の推進に当たっては、国際的にも生物多様性の確保が喫緊の課題であることに鑑み、本法に基づく施策も含め、地域への再生可能エネルギー導入拡大により地域の自然環境及び生物多様性の価値を損なうことがないよう十分留意すること。

十五、ため池を利用した太陽光発電施設の設置については、農業用水の安定的な供給、災害発生の防止に加えて、ため池の有する生物多様性の保全を始めとする多面的機能に支障が生じるこ

排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項の次に次の四項を加える。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| <p>4 市町村(指定都市等を除く。)は、地方公共団体実行計画において、第二項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として前項各号に掲げるものを定めるよう努めるものとする。</p> <p>5 市町村は、地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項を定める場合においては、地域脱炭素化促進事業の促進に関する次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。</p> <p>一 地域脱炭素化促進事業の目標</p> <p>二 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域(以下「促進区域」という。)</p> <p>三 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模</p> <p>四 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項</p> <p>五 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき次に掲げる取組に関する事項</p> <p>イ 地域の環境の保全のための取組</p> <p>ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組</p> <p>6 促進区域は、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める基準に従い、かつ、都道府県が第三項第一号に掲げる事項として促進区域の設定に関する基準を定めた場合にあつては、当該基準に基づき、定めるものとする。</p> <p>7 前項に規定する都道府県の基準は、環境省令で定めるところにより、同項の環境省令で定める基準に即して、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して定めるものとする。</p> <p>第二十一条の次に次の一条を加える。</p> <p>(農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律の特例)</p> <p>第二十一条の二 市町村が、地方公共団体実行計画において、前条第五項第五号に掲げる事項に促進区域(農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成二十五年法律第八十一号)第五条第五項の農林水産省令で定める基準に適合する区域に限る。)においてその実施を促進する地域脱炭素化促進事業(同法第三条第二項に規定する再生可能エネルギー発電設備(以下この項において「再生可能エネルギー発電設備」という。))の整備を含むものに限る。)と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項を定めた場合であつて、当該地方公共団体実行計画のうち前条第五項各号に掲げる事項が同法第四条第一項に規定する基本方針に適合するとき、当該地方公共団体実行計画に定められた再生可能エネルギー発電設備の整備(当該市町村が作成した同法第五条第一項に規定する基本計画(以下この項において「基本計画」という。))に定められているものを除く。)については、当該地方公共団体実行計画を基本計画とみなして、同法第七条(第四項第一号、第三号、第四号及び第七号から第九号まで、第五項、第六項、第七項第一号、第二号及び第四号並びに第九項から第十五項までを除く。)、第八条、第十条、第十二条及び第十三条の規定を適用する。</p> <p>この場合において、同法第七条第一項中「再生可能エネルギー発電設備の整備を行う」とする者「とあるのは、「地球温暖化対策の推進に関する法律(第二十二号の二)第三項の規定により認定された同条第一項に規定する地域脱炭素化促進事業計画に従つて再生可能エネルギー発電設備</p> | <p>の整備を行う」とする。</p> <p>2 前項に規定する場合においては、市町村は、地方公共団体実行計画において、前条第二項各号、第三項各号及び第五項各号に掲げる事項のほか、当該市町村が行う農林地所有権移転等促進事業(農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第五条第四項に規定する農林地所有権移転等促進事業をいう。)に関する同法第五条第四項各号に掲げる事項を定めることができる。</p> <p>3 地方公共団体実行計画において前項に規定する事項を定めた市町村については、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第十六条第一項に規定する計画作成市町村とみなして、同条から第十九条までの規定を適用する。この場合において、同法第十六条第一項及び第三項第二号中「基本計画」とあるのは、「地球温暖化対策の推進に関する法律第二十一条の二第一項の規定により基本計画とみなされた地方公共団体実行計画」とする。</p> <p>第二十二号第一項中「指定都市等」を「市町村」に、「に関する協議及び地方公共団体実行計画の実施に係る連絡調整を」及び実施に関し必要な協議に、「地方公共団体実行計画協議会を」の協議会(以下「地方公共団体実行計画協議会」という。))に改め、同条第二項中「前項の」を削り、同項第一号中「指定都市等」を「市町村」に改め、同項第二号中「事業者」を「地域脱炭素化促進事業を行う」と見込まれる者その他の事業者」に改め、同項第三号中「指定都市等」を「市町村」に改め、同条第三項中「第一項の」を削り、「助言をする」を「助言、資料の提供その他の協力を行う」に改め、同条に次の二項を加える。</p> | <p>4 地方公共団体実行計画協議会において協議が調った事項については、地方公共団体実行計画協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、地方公共団体実行計画協議会の運営に関し必要な事項は、地方公共団体実行計画協議会が定める。</p> <p>第二十二号の次に次の十三条を加える。</p> <p>(地域脱炭素化促進事業計画の認定)</p> <p>第二十二号の二 地域脱炭素化促進事業を行うとする者は、単独で又は共同して、地方公共団体実行計画協議会が組織されているときは当該地方公共団体実行計画協議会における協議を経て、環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、当該地域脱炭素化促進事業の実施に関する計画(以下「地域脱炭素化促進事業計画」という。))を作成し、地方公共団体実行計画(第二十一条第五項各号に掲げる事項が定められたものに限る。以下この条において同じ。)を策定した市町村(以下「計画策定市町村」という。))の認定を申請することができる。</p> <p>2 地域脱炭素化促進事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 地域脱炭素化促進事業の目標(温室効果ガスの排出の量の削減等に関する目標を含む。)</p> <p>三 地域脱炭素化促進事業の実施期間</p> <p>四 整備をしようとする地域脱炭素化促進施設の種類及び規模その他の当該地域脱炭素化促進施設の整備の内容</p> <p>五 前号の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容</p> | <p>令和三年五月二十六日 参議院会議録第二十五号</p> <p>地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案</p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|

|                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>六 第四号の整備及び前号の取組の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積又は水域の範囲</p>                                                                                                                        | <p>三条第一項又は第十一条第一項の許可を受けなければならない行為 都道府県知事</p>                                                                                                                                                                                                                                                            | <p>五 国立公園(自然公園法(昭和三十三年法律第百六十一号)第二条第二号に規定する国立公園をいう。第二十二号の八において同じ。)の区域内において行う行為であつて、同法第二十条第三項の許可を受けなければならないもの又は同法第三十三条第一項の届出をしなければならないもの 環境大臣</p>                                                                                                                            | <p>九 指定区域(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十七第一項の指定区域をいう。第二十二号の十第二項において同じ。)内において行う行為であつて、同法第十五条の十九第一項の届出をしなければならないもの 都道府県知事</p>                         |
| <p>七 第四号の整備及び第五号の取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法</p>                                                                                                                            | <p>二 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となつて同項に規定する民有林(保安林(同法第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林をいう。以下同じ。)並びに同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法(昭和三十一年法律第百一十号)第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林(森林法第二条第一項に規定する森林をいう。)を除く。第二十二号の六第一項において「対象民有林」という。)において行う行為であつて、森林法第十条の二第一項の許可を受けなければならないもの 都道府県知事</p>        | <p>六 国立公園(自然公園法第二条第三号に規定する国立公園をいう。第二十二号の八において同じ。)の区域内において行う行為であつて、同法第二十条第三項の許可を受けなければならないもの又は同法第三十三条第一項の届出をしなければならないもの 都道府県知事</p>                                                                                                                                          | <p>五 都道府県知事は、次の各号に掲げる行為に係る地域脱炭素化促進事業計画についての協議があつた場合において、当該協議に係る第二項第四号の整備又は同項第五号の取組に係る行為が、それぞれ当該各号に定める要件に該当するものであると認めるときは、前項の同意をするものとする。</p> |
| <p>八 第四号の整備と併せて実施する次に掲げる取組に関する事項</p>                                                                                                                                      | <p>三 保安林において行う行為であつて、森林法第三十四条第一項又は第二項の許可を受けなければならないもの 都道府県知事</p>                                                                                                                                                                                                                                        | <p>七 河川法(昭和三十一年法律第百六十七号)第二十三条の二(同法第百条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)の登録を受けなければならない行為 河川管理者(同法第七十条(同法第百条第一項において準用する場合を含む。)に規定する河川管理者(同法第九十二条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は指定都市の長が同条第二項に規定する指定区間内の一級河川(同法第四十一条に規定する一級河川をいう。)に係る同法第二十三条の二の登録を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長)をいう。第八項において同じ。)</p> | <p>一 前項第一号に掲げる行為 温泉法第四条第一項(同法第十一条第二項又は第三項において読み替へて準用する場合を含む。)の規定により同法第三条第一項又は第十一条第一項の許可をしなければならない場合に該当すること。</p>                             |
| <p>九 その他環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める事項</p>                                                                                                                               | <p>四 農地(耕作(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下この号において同じ。)の目的に供される土地をいう。以下同じ。)を農地以外のものにし、又は農用地(農地又は採草放牧地(農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。))を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得する行為であつて、同法第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならないもの 都道府県知事</p> | <p>八 熱回収(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第九条の二の四第一項に規定する熱回収をいう。第二十二号の十第一項において同じ。)を行う行為(申請者が同法第九条の二の四第一項又は第十五条の三の三第一項の認定を受けることを希望する場合に限る。) 都道府県知事</p>                                                                                                                       | <p>二 前項第二号に掲げる行為 森林法第十条の二第二項の規定により同条第一項の許可をしなければならない場合に該当すること。</p>                                                                          |
| <p>三 計画策定市町村は、第一項の規定による申請があつた場合において、その申請に係る地域脱炭素化促進事業計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p>                                                                        | <p>五 熱回収(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第九条の二の四第一項に規定する熱回収をいう。第二十二号の十第一項において同じ。)を行う行為(申請者が同法第九条の二の四第一項又は第十五条の三の三第一項の認定を受けることを希望する場合に限る。) 都道府県知事</p>                                                                                                                                                    | <p>九 指定区域(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十七第一項の指定区域をいう。第二十二号の十第二項において同じ。)内において行う行為であつて、同法第十五条の十九第一項の届出をしなければならないもの 都道府県知事</p>                                                                                                                                                        | <p>三 前項第三号に掲げる行為 森林法第三十四条第三項若しくは第四項の規定により同条第一項の許可をしなければならない場合又は同条第五項の規定により同条第二項の許可をしなければならない場合に該当すること。</p>                                  |
| <p>二 地域脱炭素化促進事業計画に記載された地域脱炭素化促進事業が円滑かつ確実に実施されたと見込まれるものであること。</p>                                                                                                          | <p>六 国立公園(自然公園法第二条第三号に規定する国立公園をいう。第二十二号の八において同じ。)の区域内において行う行為であつて、同法第二十条第三項の許可を受けなければならないもの又は同法第三十三条第一項の届出をしなければならないもの 環境大臣</p>                                                                                                                                                                         | <p>七 河川法(昭和三十一年法律第百六十七号)第二十三条の二(同法第百条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)の登録を受けなければならない行為 河川管理者(同法第七十条(同法第百条第一項において準用する場合を含む。)に規定する河川管理者(同法第九十二条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は指定都市の長が同条第二項に規定する指定区間内の一級河川(同法第四十一条に規定する一級河川をいう。)に係る同法第二十三条の二の登録を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長)をいう。第八項において同じ。)</p> | <p>四 前項第八号に掲げる行為 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の二の四第一項又は第十五条の三の三第一項の認定を受けることができる場合に該当すること。</p>                                                         |
| <p>一 地域脱炭素化促進事業計画の内容が地方公共団体実行計画に適合するものであること。</p>                                                                                                                          | <p>七 河川法(昭和三十一年法律第百六十七号)第二十三条の二(同法第百条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)の登録を受けなければならない行為 河川管理者(同法第七十条(同法第百条第一項において準用する場合を含む。)に規定する河川管理者(同法第九十二条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は指定都市の長が同条第二項に規定する指定区間内の一級河川(同法第四十一条に規定する一級河川をいう。)に係る同法第二十三条の二の登録を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長)をいう。第八項において同じ。)</p>                              | <p>七 河川法(昭和三十一年法律第百六十七号)第二十三条の二(同法第百条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)の登録を受けなければならない行為 河川管理者(同法第七十条(同法第百条第一項において準用する場合を含む。)に規定する河川管理者(同法第九十二条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は指定都市の長が同条第二項に規定する指定区間内の一級河川(同法第四十一条に規定する一級河川をいう。)に係る同法第二十三条の二の登録を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長)をいう。第八項において同じ。)</p> | <p>五 都道府県知事は、次の各号に掲げる行為に係る地域脱炭素化促進事業計画についての協議があつた場合において、当該協議に係る第二項第四号の整備又は同項第五号の取組に係る行為が、それぞれ当該各号に定める要件に該当するものであると認めるときは、前項の同意をするものとする。</p> |
| <p>三 その他環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める基準に適合するものであること。</p>                                                                                                                  | <p>七 河川法(昭和三十一年法律第百六十七号)第二十三条の二(同法第百条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)の登録を受けなければならない行為 河川管理者(同法第七十条(同法第百条第一項において準用する場合を含む。)に規定する河川管理者(同法第九十二条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は指定都市の長が同条第二項に規定する指定区間内の一級河川(同法第四十一条に規定する一級河川をいう。)に係る同法第二十三条の二の登録を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長)をいう。第八項において同じ。)</p>                              | <p>七 河川法(昭和三十一年法律第百六十七号)第二十三条の二(同法第百条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)の登録を受けなければならない行為 河川管理者(同法第七十条(同法第百条第一項において準用する場合を含む。)に規定する河川管理者(同法第九十二条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は指定都市の長が同条第二項に規定する指定区間内の一級河川(同法第四十一条に規定する一級河川をいう。)に係る同法第二十三条の二の登録を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長)をいう。第八項において同じ。)</p> | <p>五 都道府県知事は、次の各号に掲げる行為に係る地域脱炭素化促進事業計画についての協議があつた場合において、当該協議に係る第二項第四号の整備又は同項第五号の取組に係る行為が、それぞれ当該各号に定める要件に該当するものであると認めるときは、前項の同意をするものとする。</p> |
| <p>四 計画策定市町村は、前項の認定をしようとする場合において、その申請に係る地域脱炭素化促進事業計画に記載された第二項第四号の整備又は同項第五号の取組に係る行為が次の各号に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該地域脱炭素化促進事業計画について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議し、その同意を得なければならない。</p> | <p>七 河川法(昭和三十一年法律第百六十七号)第二十三条の二(同法第百条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)の登録を受けなければならない行為 河川管理者(同法第七十条(同法第百条第一項において準用する場合を含む。)に規定する河川管理者(同法第九十二条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は指定都市の長が同条第二項に規定する指定区間内の一級河川(同法第四十一条に規定する一級河川をいう。)に係る同法第二十三条の二の登録を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長)をいう。第八項において同じ。)</p>                              | <p>七 河川法(昭和三十一年法律第百六十七号)第二十三条の二(同法第百条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)の登録を受けなければならない行為 河川管理者(同法第七十条(同法第百条第一項において準用する場合を含む。)に規定する河川管理者(同法第九十二条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は指定都市の長が同条第二項に規定する指定区間内の一級河川(同法第四十一条に規定する一級河川をいう。)に係る同法第二十三条の二の登録を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長)をいう。第八項において同じ。)</p> | <p>五 都道府県知事は、次の各号に掲げる行為に係る地域脱炭素化促進事業計画についての協議があつた場合において、当該協議に係る第二項第四号の整備又は同項第五号の取組に係る行為が、それぞれ当該各号に定める要件に該当するものであると認めるときは、前項の同意をするものとする。</p> |
| <p>一 温泉法(昭和二十三年法律第百二十五号)第</p>                                                                                                                                             | <p>七 河川法(昭和三十一年法律第百六十七号)第二十三条の二(同法第百条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)の登録を受けなければならない行為 河川管理者(同法第七十条(同法第百条第一項において準用する場合を含む。)に規定する河川管理者(同法第九十二条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は指定都市の長が同条第二項に規定する指定区間内の一級河川(同法第四十一条に規定する一級河川をいう。)に係る同法第二十三条の二の登録を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長)をいう。第八項において同じ。)</p>                              | <p>七 河川法(昭和三十一年法律第百六十七号)第二十三条の二(同法第百条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)の登録を受けなければならない行為 河川管理者(同法第七十条(同法第百条第一項において準用する場合を含む。)に規定する河川管理者(同法第九十二条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は指定都市の長が同条第二項に規定する指定区間内の一級河川(同法第四十一条に規定する一級河川をいう。)に係る同法第二十三条の二の登録を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長)をいう。第八項において同じ。)</p> | <p>五 都道府県知事は、次の各号に掲げる行為に係る地域脱炭素化促進事業計画についての協議があつた場合において、当該協議に係る第二項第四号の整備又は同項第五号の取組に係る行為が、それぞれ当該各号に定める要件に該当するものであると認めるときは、前項の同意をするものとする。</p> |

|                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>項第四号の整備又は同項第五号の取組に係る行為が、次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、第四項の同意をするものとする。</p> <p>一 農地を農地以外のものにする場合にあつては、農地法第四号第六項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。</p> <p>二 農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあつては、農地法第五号第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。</p> | <p>議しなければならない。</p> <p>一 第四項第一号に掲げる行為(隣接都府県における温泉(温泉法第二条第一項に規定する温泉をいう。)の湧出量、温度又は成分に影響を及ぼすおそれがある場合に限り)。環境大臣</p> <p>二 第四項第四号に掲げる行為(当該行為に係る土地に四ヘクタールを超える農地が含まれる場合に限り)。農林水産大臣</p>                                                                                                                                                                                                                                | <p>る。は、あらかじめ、農業委員会等に関する法律第四十三条第一項に規定する都道府県機構(次項において「都道府県機構」という。)の意見を聴かなければならない。ただし、同法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。</p> <p>13 前項に定めるもののほか、農業委員会は、第十一項の規定により意見を述べたため必要があると認めるときは、都道府県機構の意見を聴くことができる。</p>                                                                                                                                                                                            | <p>項中「次の各号」とあり、及び「当該各号」とあるのは「第一号から第七号まで」とする。</p> <p>17 計画策定市町村は、第三項の規定による認定をしたときは、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に対し、速やかに、その旨を通知するとともに、当該認定に係る地域脱炭素化促進事業計画に記載された事項のうち環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるものを公表するものとする。</p> <p>(地域脱炭素化促進事業計画の変更等)</p> <p>第二十二条の三 前条第三項の認定を受けた者(以下「認定地域脱炭素化促進事業者」という。)は、当該認定に係る地域脱炭素化促進事業計画を変更しようとするときは、地方公共団体実行計画協議会が組織されているときは当該地方公共団体実行計画協議会における協議を経て、環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、計画策定市町村の認定を受けなければならない。ただし、環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。</p> |
| <p>7 環境大臣又は都道府県知事は、第四項第五号又は第六号に掲げる行為(自然公園法第二十条第三項の許可に係るものに限り)に係る地域脱炭素化促進事業計画についての協議があつた場合において、当該協議に係る第二項第四号の整備又は同項第五号の取組に係る行為が、同条第四項の規定により同条第三項の許可をしてはならない場合に該当しないと認めるときは、第四項の同意をするものとする。</p>                                                                      | <p>10 環境大臣は、前項第一号の規定による協議を受けたときは、関係都府県の利害関係者の意見を聴かなければならない。</p> <p>11 都道府県知事は、次の各号に掲げる行為に係る地域脱炭素化促進事業計画についての協議があつた場合において、第四項の同意をしようとするときは、それぞれ当該各号に定める者の意見を聴かなければならない。</p> <p>一 第四項第一号に掲げる行為 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第五十一条第一項の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関</p> <p>二 第四項第二号に掲げる行為 都道府県森林審議会</p> <p>三 第四項第四号に掲げる行為 農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長。次項及び第十三項において同じ。)</p> | <p>14 計画策定市町村が農地法第四号第一項に規定する指定市町村(次項並びに第六十五号第六号及び第七号において「指定市町村」という。)である場合における第三項及び第四項の規定の適用については、第三項中「要件」とあるのは「要件及び第六項各号に掲げる要件」と、第四項中「次の各号」とあり、及び「当該各号」とあるのは「第一号から第三号まで及び第五号から第九号まで」とする。</p> <p>15 第九項及び第十一項の規定は、指定市町村である計画策定市町村が地域脱炭素化促進事業計画(第四項第四号に掲げる行為に係る部分に限る。)について第三項の認定をしようとするときについて準用する。この場合において、第九項中「次の各号」とあるのは「第二号」と、「それぞれ当該各号」とあるのは「同号」と、第十一項中「次の各号」とあるのは「第三号」と、「それぞれ当該各号」とあるのは「同号」と読み替えるものとする。</p> | <p>2 認定地域脱炭素化促進事業者は、前項ただし書の環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を計画策定市町村に届け出なければならない。</p> <p>3 計画策定市町村は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第三項の認定を取り消すことができる。</p> <p>一 認定地域脱炭素化促進事業者が前条第三項の認定に係る地域脱炭素化促進事業計画(第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があつたときは、その変更</p>                                                                                                                                                                                                                             |
| <p>8 河川管理者は、第四項第七号に掲げる行為に係る地域脱炭素化促進事業計画の協議があつた場合において、当該協議に係る第二項第四号の整備に係る行為が、河川法第二十三条の四の規定により同法第二十三条の二の登録を拒否しなければならない場合に該当しないと認めるときは、第四項の同意をするものとする。</p>                                                                                                            | <p>12 農業委員会は、前項(第三号に係る部分に限る。以下この項及び次項において同じ。)の規定により意見を述べようとするとき(前項の協議に係る同号に掲げる行為が三十アールを超える農地が含まれる土地に係るものであるときに限</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                         | <p>16 計画策定市町村が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十四条の二第一項の政令で定める市である場合における第三項及び第四項の規定の適用については、第三項中「要件」とあるのは「要件及び第五項第四号に掲げる要件」と、第四</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                           | <p>一 認定地域脱炭素化促進事業者が前条第三項の認定に係る地域脱炭素化促進事業計画(第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があつたときは、その変更</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| <p>9 都道府県知事は、次の各号に掲げる行為に係る地域脱炭素化促進事業計画についての協議があつた場合において、第四項の同意をしようとするときは、それぞれ当該各号に定める者に協議</p>                                                                                                                                                                      | <p>地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | <p>「要件及び第五項第四号に掲げる要件」と、第四</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | <p>による変更の届出があつたときは、その変更</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

後のもの。以下「認定地域脱炭素化促進事業計画」という。に従って地域脱炭素化促進事業を行っていないとき。

二 認定地域脱炭素化促進事業計画が前条第三項第一号から第三号までのいずれかに該当しないものとなつたとき。

4 計画策定市町村は、前項の規定による認定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に通知するとともに、公表するものとする。

5 前条第三項から第十七項までの規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。(地域脱炭素化促進事業計画の認定の特例)

第二十二條の四 地方公共団体が、単独で又は当該地方公共団体以外の者と共同して、地域脱炭素化促進事業計画を作成し、又は変更しようとするときは、第二十二條の二第一項又は前条第一項の規定にかかわらず、当該地域脱炭素化促進事業計画について当該地方公共団体が計画策定市町村の長と協議し、その協議が成立することをもつて、第二十二條の二第三項又は前条第一項の認定があつたものとみなす。

2 第二十二條の二第四項から第十七項までの規定は、計画策定市町村が前項の規定による協議を受けた場合について準用する。

(温泉法の特例)

第二十二條の五 認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従つて第二十二條の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組を行うため温泉法第三條第一項又は第十一條第一項の許可を受けなければならない行為を行う場合には、これらの許可があつたものとみなす。

(森林法の特例)

第二十二條の六 認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従つて対象民有林において第二十二條の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組を行うため森林法第十條の二第一項の許可を受けなければならない行為を行う場合には、当該許可があつたものとみなす。

2 認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従つて保安林において第二十二條の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組を行うため森林法第三十四條第一項又は第二項の許可を受けなければならない行為を行う場合には、これらの許可があつたものとみなす。

(農地法の特例)

第二十二條の七 認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従つて第二十二條の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組の用に供することを目的として農地を農地以外のものにする場合には、農地法第四條第一項の許可があつたものとみなす。

2 認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従つて第二十二條の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組の用に供することを目的として農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第五條第一項の許可があつたものとみなす。

(自然公園法の特例)

第二十二條の八 認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従つて国立公園又は国定公園の区域内において第二十二條の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組を行うため自然公園法第二十條第三項の許可を受

けなければならない行為を行う場合には、当該許可があつたものとみなす。

2 認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従つて国立公園又は国定公園の区域内において第二十二條の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組のため行う行為については、自然公園法第三十三條第一項及び第二項の規定は、適用しない。

(河川法の特例)

第二十二條の九 認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従つて第二十二條の二第二項第四号の整備のため河川法第二十三條の二の登録を受けなければならない行為を行う場合には、当該登録があつたものとみなす。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の特例)

第二十二條の十 認定地域脱炭素化促進事業者(第二十二條の二第一項若しくは第二十二條の三第一項の規定による申請又は第二十二條の四第一項の規定による協議において廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の二の四第一項又は第十五條の三の三第一項の認定を受けることを希望していた者に限る。)が認定地域脱炭素化促進事業計画に従つて第二十二條の二第二項第四号の整備に係る行為として熱回収を行う場合には、これらの規定による認定があつたものとみなす。

2 認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従つて指定区域内において第二十二條の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組のため行う行為については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五條の十九第一項の規定は、適用しない。

(環境影響評価法の特例)

第二十二條の十一 環境影響評価法(平成九年法

律第八十一号)第二章第一節の規定は、認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従つて行う第二十二條の二第二項第四号の整備(第二十一條第六項に規定する都道府県の基準が定められた都道府県の区域内において行うものに限る。)については、適用しない。

(援助)

第二十二條の十二 国及び都道府県は、市町村に対し、地方公共団体実行計画の策定及びその円滑かつ確実な実施に関し必要な情報提供、助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(指導及び助言)

第二十二條の十三 計画策定市町村は、認定地域脱炭素化促進事業者に対し、認定地域脱炭素化促進事業計画に従つて行われる第二十二條の二第二項第四号の整備、同項第五号の取組並びに同項第八号イ及びロに掲げる取組の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告の徴収)

第二十二條の十四 計画策定市町村の長は、認定地域脱炭素化促進事業者に対し、認定地域脱炭素化促進事業計画に従つて行われる第二十二條の二第二項第四号の整備、同項第五号の取組並びに同項第八号イ及びロに掲げる取組の実施状況について報告を求めることができる。

第二十三條の見出し中「排出抑制等」を「排出削減等」に改め、同条中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める。

第二十四條の見出し中「排出抑制」を「排出削減」に改め、同条第二項中「抑制」を「量の削減」に改める。

第二十五條の見出しを「排出削減等指針」に改める。

第二十九条の見出し中「記録等」を「公表等」に改め、同条第一項中「ついで」の下に「遅滞なく」を加え、「電子計算機」を「電子計算機」に改め、「記録する」の下に「とともに、当該ファイルに記録された事項を公表する」を加え、同条第二項を削り、第三項を第二項とし、同条第四項中「遅滞なく」の下に「環境省令・経済産業省令で定めるところにより」を加え、「事業所管大臣に通知するとともに」を削り、同項を同条第三項とする。

第三十条及び第三十一条を次のように改める。

第三十条及び第三十一条 削除

第三十二条第一項中「第二十九条第四項」を「第二十九条第一項及び第三項」に、「公表され、又は前条の規定により開示される」を「公表される」に改め、同条第三項中「経済産業大臣は」の下に「遅滞なく」を加え、「電子計算機」を「電子計算機」に改め、「記録する」の下に「とともに、当該ファイルに記録された事項を公表する」を加え、同条第四項から第六項までを削る。

第三十三条中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める。

第三十四条中「第六十三條及び第六十五條」を「及び第六十四條」に改める。

第三十六条第一項並びに第三十七条第二項第二号及び第四号中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める。

第三十八条第二項第一号中「現状及び」を「現状」に、「について」を「及び温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置について、事業者及び住民に対する」に改め、同項第二号中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める。

第三十九条第二項第一号中「現状及び」を「現状」に改め、「重要性」の下に「及び温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置」を加え、同項

第二号中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める。

第四十条第一項中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める。

第四十三条第二項中「以下同じ」を削る。

第四十五条第三項第二号中「第二条第六項各号」を「第一条第七項各号」に改める。

第五十八条及び第六十条中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める。

第六十一条第一項中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改め、同条第二項中「関係都道府県知事」を「関係地方公共団体の長」に改める。

第六十二条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第六十三条を削り、第六十四条を第六十三条とする。

第六十五条第四項中「による」の下に「環境大臣、農林水産大臣、国土交通大臣及び」を、「権限は」の下に「環境大臣の権限にあっては環境省令で定めるところにより、農林水産大臣の権限にあっては農林水産省令で定めるところにより、国土交通大臣の権限にあっては国土交通省令で定めるところにより、主務大臣の権限にあっては」を、「長」の下に「それぞれ」を加え、同条を第六十四条とし、第七章中同条の次に次の一条を加える。

(事務の区分)

第六十五条 この法律の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とす

る。

一 第二十二條の二第四項第三号(第二十二條の三第五項及び第二十二條の四第二項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県が処理することとされている事務(民有林(森林法第二条第三項に規定する民有林をいう。)にあっては、同法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林において行う行為に係る地域脱炭素化促進事業計画に係るものに限る。)

二 第二十二條の二第四項第四号及び第十一項第三号(これらの規定を第二十二條の三第五項及び第二十二條の四第二項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る地域脱炭素化促進事業計画に係るものに限る。)

三 第二十二條の二第四項第七号(第二十二條の三第五項及び第二十二條の四第二項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県又は指定都市が処理することとされている事務

四 第二十二條の二第四項第八号(第二十二條の三第五項及び第二十二條の四第二項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県が処理することとされている事務(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五條の三の三第一項に係るものに限る。)

五 第二十二條の二第九項第二号(第二十二條

の三第五項及び第二十二條の四第二項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県が処理することとされている事務

六 第二十二條の二第十五項(第二十二條の三第五項及び第二十二條の四第二項において準用する場合を含む。)において読み替えて準用する第二十二條の二第九項第二号の規定により指定市町村が処理することとされている事務

七 第二十二條の二第十五項(第二十二條の三第五項及び第二十二條の四第二項において準用する場合を含む。)において読み替えて準用する第二十二條の二第十一項第三号の規定により指定市町村が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る地域脱炭素化促進事業計画に係るものに限る。)

第六十六條第一項中「した」の下に「ときは、当該違反行為をした」を加え、同条第二項を削る。

第六十七條を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

第二十二條の十四の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第六十八條を第六十九條とし、第六十七條の次に次の一条を加える。

第六十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第六十六條又は前条第一項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の刑を科

する。  
附則第四条中「平成三十一年を「令和七年」に改める。」

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、目次の改正規定（「抑制等」を「量の削減等」に改める部分に限る。）、第一条及び第二条第二項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第三条第二項から第五項まで、第四条から第六条まで並びに第八条第二項第三号、第四号及び第八号の改正規定、第四章の章名の改正規定、第十九条、第二十条第一項及び第二十一条第一項の改正規定、同条第三項の改正規定（温室効果ガスの排出の抑制等を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める部分に限る。）、同項第二号及び第三号の改正規定、同条第十一項の改正規定（温室効果ガスの排出の量の削減等）に改める部分に限る。）、同条第四項の改正規定（温室効果ガスの排出の抑制等を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める部分に限る。）、第二十三条（見出しを含む。）、第二十四条の見出し及び同条第二項、第二十五条の

見出し、第三十三条、第三十六条第一項、第三十七条第二項第二号及び第四号、第三十八条第二項第二号、第三十九条第二項第二号、第四十条第一項、第五十八条、第六十条並びに第六十一条第一項の改正規定並びに附則第五条及び第八条の規定は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に存するこの法律による改正前の地球温暖化対策の推進に関する法律（次項において「旧法」という。）第二十一条第一項及び第三項の規定に基づく地方公共団体実行計画は、この法律による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律第二十一条第一項及び第三項の規定に基づく地方公共団体実行計画が定められるまでの間、これらの規定に基づく地方公共団体実行計画とみなす。

2 この法律の施行の際現に存する旧法第二十九条第二項に規定するファイル記録事項及び旧法第三十二条第三項の電子計算機に備えられたファイルに記録された事項の開示については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)

第三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。  
別表第一に次のように加える。

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）

この法律の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの

一 第二十二條の二第四項第三号（第二十二條の三第五項及び第二十二條の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務（民有林にあつては、森林法第二十五條第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林において行つた行為に係る地域脱炭素化促進事業計画に係るものに限る。）

(農業協同組合法等の一部改正)  
第四條 次に掲げる法律の規定中「第二條第六項」を「第二條第七項」に改める。

二 第二十二條の二第四項第四号及び第十一項第三号（これらの規定を第二十二條の三第五項及び第二十二條の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三條第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る地域脱炭素化促進事業計画に係るものに限る。）

三 第二十二條の二第四項第七号（第二十二條の三第五項及び第二十二條の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県又は指定都市が処理することとされている事務

四 第二十二條の二第四項第八号（第二十二條の三第五項及び第二十二條の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五條の三の三第一項に係るものに限る。）

五 第二十二條の二第九項第二号（第二十二條の三第五項及び第二十二條の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務

六 第二十二條の二第十五項（第二十二條の三第五項及び第二十二條の四第二項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する第二十二條の二第九項第二号の規定により指定市町村が処理することとされている事務

七 第二十二條の二第十五項（第二十二條の三第五項及び第二十二條の四第二項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する第二十二條の二第十一項第三号の規定により指定市町村が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三條第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る地域脱炭素化促進事業計画に係るものに限る。）

一 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十條第六項第十三号  
二 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十

五号)第八十七条の二第一項ただし書

三 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律  
第百八十一号)第九条の八第二項第十七号

四 商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百  
三十九号)第三条第一項ただし書

五 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十  
八号)第五十三條第三項第十三号

六 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八  
十七号)第六条第二項第三号

七 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十  
七号)第五十八條第二項第十八号

八 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第十  
条第二項第十四号

九 保険業法(平成七年法律第百五号)第九十八  
条第一項第八号

十 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三  
号)第五十四條第四項第十六号

十一 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九  
年法律第七十四号)第二十一条第四項第十八  
号

(日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活  
用による社会資本の整備の促進に関する特別措  
置法の一部改正)

第五条 日本電信電話株式会社の株式の売払収入  
の活用による社会資本の整備の促進に関する特  
別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)の一部  
を次のように改正する。

第二条の二第一項第十三号中「温室効果ガス  
の排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の  
削減等」に改める。

(農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可  
能エネルギー電気の発電の促進に関する法律の  
一部改正)

第六条 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再

生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法  
律(平成二十五年法律第八十一号)の一部を次の  
ように改正する。

第五条第一項中「市町村は」を「市町村(地球温  
暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第  
百十七号)第二十一条第一項に規定する地方公  
共団体実行計画に同条第五項各号に掲げる事項  
を定めた市町村を除く。以下この条及び次条に  
おいて同じ。)は」に改め、同条第五項中「従い、」  
の下に「かつ、地球温暖化対策の推進に関する  
法律第二十一条第六項の環境省令で定める基準  
に適合するように」を加え、同条第十項中「(平  
成十年法律第百十七号)第二十一条第三項」を  
「第二十一条第一項」に、「指定都市等」を「地方  
公共団体実行計画に同条第三項各号に掲げる事  
項を定めた市町村」に改める。

(農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可  
能エネルギー電気の発電の促進に関する法律の  
一部改正に伴う経過措置)

第七条 前条の規定による改正後の農林漁業の健  
全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電  
気の発電の促進に関する法律第五條第五項の規  
定は、この法律の施行後に定められる農林漁業  
の健全な発展と調和のとれた再生可能エネル  
ギー電気の発電の促進に関する法律第五條第二  
項第二号に掲げる区域について適用し、この法  
律の施行前に定められた同号に掲げる区域につ  
いては、なお従前の例による。

第八条 附則第二条及び前条に規定するもののほ  
か、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、  
政令で定める。

官僚の働き方に関する再質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提  
出する。

令和三年五月十二日

参議院議長 山東 昭子殿

伊藤 孝恵

官僚の働き方に関する再質問主意書

霞が関の国家公務員の長時間労働の解消には、  
現状の課題や実態の把握及び公表、働き方改革の  
推進主体者の明確化や職員(一般職の職員の給与  
に関する法律の規定による超過勤務手当及び休日  
給の支給対象となる職員。以下同じ。)の人員配  
置、財源の抜本的見直しが必要との認識から、以  
下質問する。

一 霞が関の国家公務員の長時間労働の現状把握  
及びその公表について

1 在庁時間の把握等について

(一) 超過勤務手当や休日給などは、適切な  
在庁時間管理を前提に支給されるべきであ  
り、各府省内部省及び外局の内部部局(以  
下「各府省内部部局」という。)職員の残業時  
間(一般職の職員の給与に関する法律の規  
定による超過勤務手当が支給された時間。  
以下同じ。)以外の時間外在庁時間(一般職  
の職員の勤務時間、休暇等に関する法律に  
規定する正規の勤務時間以外に在庁した時  
間として、職員からの報告に基づき把握し  
ている時間。以下同じ。)が不明な状態で  
は、適切な人員配置は不可能であると考え  
る。政府は令和三年八月までに各府省内部  
部局職員の時間外在庁時間を統一指標で計  
算しているが、その具体的方法について  
示されたい。

2 霞が関の総合職の自己都合退職者(年代  
別・省庁別)について

河野大臣は令和二年十一月に「二〇一九年  
度の二十代の霞が関の総合職の自己都合退職  
者数は二〇一三年度から四倍以上に増えてい  
る」旨の内容のブログを掲載した。

(一) 河野大臣が述べた霞が関の総合職の自  
己都合退職者と同様の定義で令和二年度の  
霞が関の総合職の自己都合退職者数を示さ  
れたい。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(2) 令和三年度の国家公務員採用試験について、総合職試験の申込者数は前年度比十四・五％減の一万四千三百十人となり、五年連続の減少で、減少率は過去最大となっている。また、令和元年度の二十代総合職の自己都合退職者は平成二十五年度の四倍になっている。こうした総合職試験の申込者数の減少や若手職員の離職の増加の背景に霞が関の長時間労働があると考えるか。政府の見解如何。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                             | <p>2 人事院の調査権限の詳細について<br/>人事院は国家公務員法に定められた中央人事行政機関であり、職員の利益保護のために各府省庁から独立した立場で、国家公務員法第十七条に基づき、証人喚問や立入調査等を行う権限を持っている。</p> <p>(1) 過去五年間に、国家公務員法第十七条に基づく調査が行われたことがあるか示されたい。</p> <p>(2) 国家公務員法第十七条に基づく調査が行われる基準を示されたい。</p> <p>(3) 河野大臣は令和二年十二月の記者会見で「サービス残業がない」ということはおおよそ考えられない」と旨を述べている。本来、こうした事案については人事院が権限を用いて調査すべきであると考えますが、政府の見解如何。</p> <p>(4) 今後、国家公務員法第十七条に基づき、サービス残業に関する調査を実施する予定はあるか示されたい。</p> | <p>省庁の人員配置をゼロベースで行う必要があるのではないかと。政府の見解如何。</p> <p>2 昨今の霞が関の過重労働、若手職員の離職増加、国家公務員採用試験申込者数の減少の状況を踏まえると、各府省庁の定員を削減する方針はいつたん停止すべきと考えるが、政府の見解如何。</p> <p>3 令和三年度の国家公務員定員が昭和五十四年度以来四十二年ぶりに前年度比増となるが、その人数及び各府省庁の配置人数の積算根拠を示されたい。また、厚生労働省以外でも超過勤務傾向が見られるが、主に厚生労働省の人員が増員した理由も示されたい。</p> <p>4 各府省庁の毎月の在庁時間を統一する方法により把握及び公表することにより、具体的な根拠に基づき年度途中でも府省庁の枠を超えて、業務過多の府省庁に柔軟に応援職員を配置する体制の検討が必要だと考えるが、政府の見解如何。</p> <p>5 今後、一般職の職員の給与に関する法律や行政機関の職員の定員に関する法律の見直し、労働基準法の適用などは考えないのか。政府の見解如何。</p> | <p>事案が起こった場合に、超過勤務手当や休日給の予算が枯渇することも想定されるが、予算が枯渇した場合にどのように予算の確保を行うのか示されたい。</p> <p>3 霞が関の過重労働を是正し、職員が本来業務に集中できる環境を作るためにも、臨時職員の採用や定型業務の外注、システム化などが必要と考える。また、業務の見直しやマネジメント改革も必要だが、霞が関にはそのようなノウハウが乏しく、また現在の過重労働の状況では取組を進める余裕もないと考えられることから、民間のノウハウを借りる必要があると考える。このため、令和四年度予算編成は、「働き方改革特別枠」を設けて、これまでの延長線上ではなく、抜本的な改革を進めた上で、各府省庁の時間外在庁時間がどの程度減ったかを検証すべきではないかと考えるが、政府の見解如何。</p> <p>右質問する。</p> |
| <p>二 霞が関の働き方改革の推進体制・実施主体者について</p> <p>1 人事院・内閣人事局の役割分担について</p> <p>(1) 霞が関の働き方改革を政府全体で進めるに当たって、人事院と内閣人事局の役割分担が明確ではないと考えるが、それぞれの役割分担を具体的に示されたい。また、霞が関の働き方改革の課題解決の最終的な責任の所在は人事院と内閣人事局のどちらにあると考えるのか、政府の見解を示されたい。</p> <p>(2) 霞が関の働き方改革における人事院及び内閣人事局は、各府省庁に対して長時間労働に対する改善指示を行っているのか。人事院及び内閣人事局が、これまでに行った改善指示とその効果分析について、過去五年間の実績をそれぞれ示されたい。</p> <p>(3) 平成三十一年二月の人事院「超過勤務の上限等に関する措置について」の中で、「上限時間を超えて超過勤務を命じた場合には、その要因の整理、分析及び検証を行うものとする」とあるが、「要因の整理、分析及び検証」はどこに公表され、現在どのように活かされているのか示されたい。</p> | <p>三 各府省庁の適切な人員配置について<br/>私が提出した「官僚の働き方に関する質問主意書」(第二百四回国会質問第三八号)に対する答弁(内閣参質二〇四第三八号)で、各府省庁の業務量のバラつきが明らかとなった。</p> <p>1 府省庁間で大きな偏りがある超過勤務の状況については、各府省庁における業務の見直し等の取組だけでは是正は困難であり、超過勤務の多い府省庁に人員配置を手厚くする必要があると考える。しかし、定員合理化計画に記載されている各府省庁の定員数を基に毎年度調整するやり方では、府省庁間の労働時間のバラつきを排することは不可能である。現在の労働時間や業務量を把握した上で、各府</p>                                                                                      | <p>四 超過勤務手当等の財源について<br/>河野大臣は令和三年一月の記者会見で「残業時間はテレワークを含めて厳密に全部付け、残業手当を全額支払う」旨の発言を行っている。また、令和二年十二月の記者会見では「サービス残業がない」ということはおおよそ考えられない」と旨を述べている。</p> <p>1 超過勤務手当や休日給の予算額と執行率を、各府省内部部局と地方支分部局に分けて府省庁別に過去十年分示されたい。</p> <p>2 今般の新型コロナウイルス感染症のような</p>                                                                                                                                                                                                                              | <p>令和三年五月二十一日<br/>内閣総理大臣 菅 義偉<br/>参議院議長 山東 昭子殿<br/>参議院議員伊藤孝恵君提出官僚の働き方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。</p> <p>参議院議員伊藤孝恵君提出官僚の働き方に関する再質問に対する答弁書</p> <p>一の(一)について<br/>御指摘の「統一指標」の意味するところが必ずしも明らかではないが、各府省等は、「令和三年度における人事管理運営方針」(令和三年三月三十一日内閣総理大臣決定)に基づき、「職員の在庁時間(正規の勤務時間外に在庁(テレワーク</p>                                                                                                             |

の場合を含む。)した時間をいい、食事や休憩時間を含む。・・・)を正確に把握するため、業務端末の使用時間の記録等を利用した勤務時間の状況の客観的把握を、原則として令和三年八月までに開始する」とこととしている。

一の1の(2)について

各府省等は、一の1の(1)についてでお答えした方法を活用して職員の在庁時間を把握することとなるが、これは、各府省等において職員の勤務時間管理を適正に行うとともに、長時間労働の是正策の検討に必要な基礎資料を得ることを目的とするものであり、「定期的に公表すること」は予定していない。

一の1の(3)について

御指摘の「超過勤務手当や休日給が支給された残業時間」の意味するところが必ずしも明らかではないが、職員の超過勤務及び休日における勤務の時間(超過勤務手当(一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「給与法」という。)第十六条に規定する超過勤務手当をいう。以下同じ。)及び休日給(給与法第十七条に規定する休日給をいう。以下同じ。))の支給の対象となる時間をいう。)については、各省各庁の長が、給与法及び人事院規則の規定に基づき、超過勤務手当又は休日給を支給する等のために把握しているものであり、これを「毎月定期的に公表」することは予定していない。なお、平均年間超過勤務時間数については、人事院が実施している毎年の国家公務員給与等実態調査において把握し、毎年公表している。

一の1の(4)について

内閣官房内閣人事局においては、各府省等における国会対応に係る業務の効率化を推進する

ため、平成二十八年六月、同年十二月及び平成三十年十二月において、当該業務の実態を把握・分析し、各府省等に好事例を共有しているほか、分析の結果を公表している。

一の2の(1)について

お尋ねに関しては、退職手当の支給状況を毎年度調査する中で把握しているところであり、令和二年度については、現在調査中であるため、お答えすることは困難である。

一の2の(2)について

お尋ねの「総合職試験の申込者数の減少」及び「若手職員の離職の増加」の要因について、一概に見解をお示しすることは困難であるが、優秀な人材の確保のためには、国家公務員の長時間労働の是正は重要な課題であると認識している。

二の1の(1)について

お尋ねの「最終的な責任の所在」の意味するところが必ずしも明らかではないが、国家公務員の働き方改革については、中央人事行政機関として、人事院は国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第三条第二項の「職員に関する人事行政の公正の確保及び職員の利益の保護等に関する事務」などをつかさどる立場から、内閣人事局は同法第十八条の二第二項の「各行政機関がその職員について行なう人事管理に関する方針、計画等に関し、その統一保持上必要な総合調整に関する事務」などをつかさどる立場から、それぞれが担うこととされた機能を十全に発揮し、その所掌する制度を適切に運用しつつ、連携して取り組むべき課題であると考えている。

二の1の(2)について

お尋ねの「改善指示とその効果分析」の意味する

るところが必ずしも明らかではないが、人事院及び内閣人事局は、人事院規則一五―一四(職員の勤務時間、休日及び休暇)第十六条の二の二、「超過勤務を命ずるに当たつての留意点について」(平成三十一年二月一日付け職職一―二二人事院事務局職員福祉局長通知)、「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」(平成二十六年十月十七日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定、令和三年一月二十九日一部改正。以下「取組指針」という。)、毎年度の「人事管理運営方針」等に基づき、それぞれの立場から、随時、各府省等に対して長時間労働の是正に関して取り組むべき事項を示すとともに、必要な指導、助言又は情報提供を行っており、これに従い各府省等は長時間労働の是正に取り組んでいる。

二の1の(3)について

お尋ねの「上限時間を超えて超過勤務を命じた場合」の「要因の整理、分析及び検証」については、人事院規則一五―一四第十六条の二の二第三項の規定により、各省各庁の長は、上限を超えて超過勤務を命ずる場合には、当該超過勤務を命じた日が属する同条第一項各号に規定する時間又は月数の算定に係る一年の末日の翌日から起算して六箇月以内に行わなければならないとされている。各府省等においては、それぞれが行った令和元年度の「要因の整理、分析及び検証」の結果を活用し、超過勤務の更なる縮減に向けて取り組んでいる。また、人事院は、各府省等の令和元年度の「要因の整理、分析及び検証」の状況について各府省等から報告を受け、それを踏まえて各府省等に対する指導を行い、あわせて、その状況を「上限を超えて超過勤務を命ぜられた職員の割合等について」(令和

元年度)として整理し、人事院のホームページにおいて本年三月に公表するとともに、超過勤務の更なる縮減に向けた取組を促進する観点から各府省等に共有したところである。

二の2の(1)について

人事院は、国家公務員法第十七条第一項の規定による調査として、お尋ねの期間に一般職の国家公務員の任用状況調査、国家公務員給与等実態調査等を行っている。

二の2の(2)について

国家公務員法第十七条第一項の規定による調査については、同項において人事院の所掌する人事行政に関する事項に関し行うことができることとされており、人事院は、同法第三条第二項に規定する所掌事務を遂行するため、必要に応じて各府省等に対して調査を行うものである。

二の2の(3)及び(4)について

お尋ねの「サービス残業に関する調査」の意味するところが必ずしも明らかではないが、国家公務員の超過勤務については、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合に各省各庁の長が命令をするものであり、給与法第十六条第一項の規定により当該命令を受けて正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して超過勤務手当を支給することとされており、また、国家公務員法第六十八条第一項において「職員に対して給与の支払をなす者は、先づ受給者につき給与簿を作成しなければならない。」と、同法第六十九条において「職員の給与が法令、人事院規則又は人事院指令に適合して行われることを確保するため必要があるときは、人事院は給与簿を検査し、必要があると認めるときは、その是正を命ずることができる。」と定めているところ、人

事院は、これらの規定に基づき、超過勤務手当等を含む職員の給与の支払が法律、人事院規則等に適合して行われることを確保することを目的に、各府省等の給与簿の検査を毎年実施するとともに、超過勤務手当等が適正に支給されていないといった不当事項等を発見したときにはその是正を図るため必要な指示等を行っており、こうした取組により超過勤務手当等の適正な支給を確保する対応を行っているところである。

三の1について

御指摘の「人員配置をゼロベースで行う」の意味するところが必ずしも明らかではないが、先の答弁書(令和三年三月三十日内閣参質二〇四第三八号)四の2及び3の(1)から(3)までについてでお答えしたとおり、社会経済情勢の変化に伴いそれぞれの行政需要やそのための業務量も変化することから、毎年度、定員合理化に取り組んだ上で、合理化された定員を原資とし、その時の行政需要に対応できるよう政府全体で定員の再配置を行っているところである。政府においては、業務量に応じた必要な定員の措置について、限られた財源の中で優先順位を考慮しながら、引き続き適切に対応してまいりたい。

三の2について

御指摘の「各府省庁の定員を削減する方針」の意味するところが必ずしも明らかではないが、各府省等の定員については、三の1についてでお答えしたとおり、毎年度、定員合理化に取り組んだ上で、合理化された定員を原資とし、その時の行政需要に対応できるよう政府全体で定員の再配置を行っているところである。三の3について

令和三年度の国家公務員の定員は、令和三年度予算編成過程において各府省等から定員要求があったものについてその必要性等を審査し、新型コロナウイルス感染症への対応、デジタル社会の形成に向けたデジタル庁の新設、防災・減災・国土強靱化、治安・海上保安の基盤強化、税関・出入国管理・検疫の体制整備など内閣の重要政策に確実に対応できる体制整備を行うことにより、政府全体で前年度比千十四人の増の三万二千四百四十九人とした。

厚生労働省については、主として新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る業務量増加を踏まえ、感染症対策、保健所支援体制の強化、医療提供体制の整備及び医療用物資の確保等の体制強化、国立感染症研究所の情報収集・分析機能の強化、検疫体制の強化等のため、前年度比三百十一人の増となっている。

三の4について

各府省等において、年度途中に業務が急増した課室には、必要に応じて、当該課室の所属する府省等の内外から即戦力となる職員を集めることで柔軟に対応している。また、年度途中であつても必要な定員の増員は行っている。三の5について

お尋ねの趣旨が明らかではないため、お答えすることは困難である。

四の1について

超過勤務手当及び休日給の支給に要する経費については、予算及び決算において、内部部局、地方支分部局その他の部局等に係る当該経費が同一の科目に計上される例があるなど、統一的に把握することは困難であることから、お尋ねについてお答えすることは困難である。四の2について

御指摘の「超過勤務手当や休日給の予算が枯渇することもある想定される」の意味するところが必ずしも明らかではないが、超過勤務手当等に係る予算の確保については、府省等内部での当該予算の適切な配分を行うとともに、業務の見直しや管理職員による部下職員のマネジメントの徹底などの対策を実行することで超過勤務等を削減していくことが重要であると考えているが、このような対策を行った上で、それでもなお足らざる部分があれば、各府省等において、予算執行上の対応が検討されるものと承知している。

四の3について

御指摘の「働き方改革特別枠」を設けて、これまでの延長線上ではなく、抜本的な改革を進め」の意味するところが必ずしも明らかではないが、国家公務員の長時間労働の是正は重要な課題であると認識しており、政府としては、取組指針等に基づき、デジタル化や定型業務の効率化の推進を含む働き方改革の取組を進めているところである。

また、「令和三年度における人事管理運営方針」に基づき、各府省等は、職員の在庁の実態を把握し、長時間労働の要因を分析した上で、長時間労働の是正のための取組を検討し、実施することとしているところである。

官僚の働き方改革に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和三年五月十二日

参議院議長 山東 昭子殿

伊藤 孝恵

官僚の働き方改革に関する質問主意書  
霞が関の国家公務員の長時間労働の解消には、職員の働き方の抜本的見直しが必要との認識から、以下質問する。

一 テレワークについて

内閣府が行った令和二年十二月の調査では、公務員のテレワーク実施率が十四・五％であつたと承知している。

1 内閣人事局が各府省庁に対して行っているテレワーク調査について、各府省庁のテレワーク実施率を各府省庁別に示されたい。

2 各府省庁のテレワーク実施率にバラつきがあることについて、政府としてどのように考えるか示されたい。

3 各府省庁のテレワーク推進のための改善策を示されたい。

4 西村経済再生担当大臣は、経済団体の代表らに対し、テレワークや休暇取得を促進し、出勤者の七割削減を目指すとともに、企業、この取り組み状況を積極的に公表する方針を示したと承知している。

民間企業に公表を促すのであれば、各府省庁のテレワーク実施状況も公表すべきと考えるが、政府としてどのように考えるか示されたい。

二 ウェブ会議について

内閣人事局が策定した「令和三年度における人事管理運営方針について」において、「テレワークを推進する観点からも、ウェブ会議環境を整備する」と記載されている。一方で、府省庁によって利用するウェブ会議のアプリや利用方法が異なるといった声もあると承知している。

1 内閣人事局はウェブ会議の導入・推進状況について、各府省庁の状況を把握しているか

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>示されたい。</p> <p>2 ウェブ会議の導入・推進について、現状の課題をどのように認識しており、当該課題に対して霞が関全体として具体的に何をすることが示されたい。</p> <p>三 業務端末、LAN環境などについて</p> <p>「令和三年度における人事管理運営方針について」にも記載されているとおり、業務効率化等のためには、業務端末やテレワーク回線の拡充等テレワーク環境の整備が重要である。一方で、LAN環境が脆弱であり、ウェブ会議の接続がかなり不安であるといった声も聞かれるところである。</p> <p>1 内閣人事局は業務端末、LAN環境などについて、各府省庁の状況を把握しているか示されたい。</p> <p>2 現状の課題をどのように認識しており、当該課題に対して霞が関全体として具体的に何をすることが示されたい。</p> <p>四 昨今の内閣提出法律案等に関するミスと、霞が関における適切な人員配置や長時間労働に相関はあると考えるか、政府の見解如何。</p> <p>五 官僚の六十五歳定年延長が、国会対応業務ができる若手・中堅職員の超過勤務を益々加速させるのではないかと考えるが、政府の見解如何。</p> <p>右質問する。</p> <p>令和三年五月二十一日</p> <p>参議院議長 山東 昭子殿 菅 義偉</p> <p>参議院議員伊藤孝恵君提出官僚の働き方改革に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。</p>                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| <p>参議院議員伊藤孝恵君提出官僚の働き方改革に関する質問に対する答弁書</p> <p>一の1について</p> <p>お尋ねの「テレワーク実施率」の意味するところが必ずしも明らかではないが、内閣官房情報通信技術（ＩＴ）総合戦略室及び内閣官房内閣人事局が実施した令和元年度の国家公務員のテレワークの実績等に関する調査（以下「実績調査」という。）において、各府省等におけるテレワーク実施人数の職員数に占める割合、実施頻度等のテレワークの実績等についても調査を行い、その結果については、二十十九年度（令和元年度）国家公務員テレワーク実績等の結果（以下「実績調査結果」という。）に公表しているところである。なお、実績調査結果は政府ＣＩＯポータル及び内閣官房内閣人事局ホームページに掲載しているところである。</p> <p>一の2について</p> <p>実績調査結果において、各府省等のテレワーク実施人数の職員数に占める割合等に「バラつき」があることについては、各府省等により業務内容等が異なるため、一概に見解をお示しすることは困難である。</p> <p>一の3について</p> <p>政府としては、「国家公務員テレワーク・ロードマップ」（平成二十七年一月二十一日各府省情報化統括責任者（ＣＩＯ）連絡会議決定、令和三年三月三十日改定）において、令和七年度までに、「テレワークを活用すること」、「新しい日常」に対応し、いかなる環境下においても必要な公務サービスを提供できる体制を整備すること」を目標に、テレワーク機器の整備やテレワーク時の職員のマネジメントの改善を始めとする取組を含む各府省等におけるテレワーク</p> | <p>推進計画を令和三年度前半までに策定し、取組を推進することとしている。</p> <p>一の4について</p> <p>政府においては、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和二年三月二十八日新型コロナウイルス感染症対策本部決定、令和三年五月十四日変更）に基づき、各府省等における「在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等」の出勤の回避の状況について、適切に公表することを予定している。</p> <p>二の1について</p> <p>お尋ねの「ウェブ会議の導入・推進状況」の意味するところが必ずしも明らかではないが、実績調査において、各府省等におけるウェブ会議の可否、必要な機器等の有無等についても調査を行い、その結果を実績調査結果に公表している。</p> <p>二の2及び三の2について</p> <p>御指摘の「ウェブ会議の導入・推進」及び「業務端末、LAN環境」については、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（令和二年七月十七日閣議決定）において、「国の行政機関に関しては、テレワークに必要な機器や、ネットワークのキャパシティ等が、テレワークを原則的な働き方とする場面に対応しきれていないという課題があるほか、Web会議環境に関し、各府省庁において縦割りのLAN環境が構築されていることにより、府省庁間や、民間企業・地方公共団体とのWeb会議サービスの接続が困難であったと整理している。</p> <p>これを踏まえ、政府としては、令和二年度一般会計補正予算（第二号）において、新型コロナウイルス感染症やその他感染症の拡大、災害な</p> |
| <p>どの非常時に際しても、行政が常に適切な機能を発揮するためのネットワーク環境の整理・再構築に向けた整備を行うための経費を計上し、各府省等が機密性に配慮した上で利用できるウェブ会議システムの整備等を進めたところである。</p> <p>今後は、「デジタル・ガバメント実行計画」（令和二年十二月二十五日閣議決定）において、「行政の情報システム及びネットワークのうち、特に、基盤となるネットワーク環境について、クラウドサービス利用の本格化を踏まえ、行政全体の最適化や利便性とセキュリティの両立を前提に検討を進め、その整理・再構築に向けた取組を進める」としているところである。</p> <p>三の1について</p> <p>お尋ねの「業務端末、LAN環境などについて、各府省庁の状況」の意味するところが必ずしも明らかではないが、実績調査において、各府省等における席上端末の持ち帰りの可否、貸出端末の有無等のテレワークに係るＩＴシステム面の取組の現状について調査を行い、その結果を実績調査結果に公表している。</p> <p>四について</p> <p>御指摘の「霞が関における適切な人員配置や長時間労働」の具体的に意味するところが明らかではないため、御指摘の「昨今の内閣提出法律案等に関するミス」との関係をお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、政府としては、実効性のある再発防止策を検討するに当たり、勤務体制も含めて、原因を究明し分析することは不可欠であると考えており、必要に応じ、法案作成部局の体制を強化するといったことも含め、取組を進めてまいりたい。</p> <p>五について</p>             | <p>令和三年五月二十六日 参議院会議録第二十五号</p> <p>質問主意書及び答弁書</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

国家公務員については、若年層の長時間労働を是正するとともに、全ての職員がやりがいを持ってその能力を存分に発揮できるよう働き方改革を推進していくことが急務であり、そうした観点からも、高齢期の職員にしっかりと働いていただくことが必要であると認識している。

政府としては、こうした認識の下、国家公務員の定年引上げ等を内容とする国家公務員法等の一部を改正する法律案を今国会に提出したところである。

ヘイトクライムに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和三年五月十四日

有田 芳生

参議院議長 山東 昭子殿

ヘイトクライムに関する質問主意書

いま、アメリカをはじめ、世界で黒人やアジア系住民への暴力的な犯罪が頻発しています。日本でも多文化共生施設である川崎市「ふれあい館」へのたび重なる脅迫行為がありました。アメリカでは「ヘイトクライム法」が連邦や州法で施行され、人種、宗教、民族、性的指向、性別、障害者等、特定のカテゴリーに属する人々に対する憎悪または偏見を動機とする犯罪のことだと定義されています。そこで質問します。

一 私が出した「ヘイトクライム対策に関する質問主意書」(第二百四回国会質問第五五号)に対する答弁書(内閣参質二〇四第五五号)には、ヘイトクライムの定義について「政府として、その定義について特定の見解を有しておらず、様々な意味で用いられているものと承知してい

ることから、お尋ねにお答えすることは困難である」とあります。「様々な意味で用いられている」事例を具体的にお示しください。

二 政府がヘイトクライムについて「その定義について特定の見解を有しておらず」としながら、菅総理大臣は「ヘイトクライムについてお尋ねがありました」と令和三年四月二十一日の参議院本会議で答弁しています。答弁主体である菅総理大臣が語った「ヘイトクライム」とは、いったい何を意味していたのですか。具体的に

三 ヘイトクライムの「定義については特定の見解を有して」いない状態が政府の現状だとしても、定義について「特定の見解を表明する意思はありますか。また、どのような手続きを行えば定義ができるのですか。政府の方針をお示しください。

右質問する。

令和三年五月二十五日

内閣総理大臣 菅 義偉

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員有田芳生君提出ヘイトクライムに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員有田芳生君提出ヘイトクライムに関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「事例」について網羅的にお答えすることは困難であり、また、一部の「事例」のみを殊更に示すことは予断を与えるおそれがあることから差し控えたいが、いずれにせよ、政府として、御指摘の「ヘイトクライムの定義」について特定の見解を有していないことについては、先の答弁書(令和三年四月十六日内閣参質二〇

四第五五号。以下「前回答弁書」という。)一及び二について述べたとおりである。

二について

御指摘の令和三年四月二十一日の参議院本会議における菅内閣総理大臣の答弁は、同日の参議院本会議における白眞勲議員の複数の御質問のうち、「今回、米国におけるアジア系住民に対するヘイトクライムを許さない姿勢など、日米両国が自由、民主主義、人権、法の支配といった普遍的価値を共有したことは評価したい」と思います。しかしながら、同じような現象がこの日本でも起き続けています。総理はこの件に関してどのような対策を取るつもりか、お聞きします。」との御質問に対して答弁を行うことを明確にする観点から、当該御質問における「ヘイトクライム」との用語を引用して述べたものにすぎず、御指摘の「特定の見解」を前提として述べたものではない。

三について

御指摘の「ヘイトクライム」については、前回答弁書一及び二について述べたとおり、様々な意味で用いられているものと承知しているところ、その定義については、これを設けることの可否も含め、様々な議論があり得るものと考えられることから、現時点において、政府として、御指摘の「ヘイトクライム」について定義することは考えておらず、また、そのために必要となる「手続き」についても検討していない。

いずれにせよ、前回答弁書一及び二について述べたとおり、政府としては、御指摘の「ヘイトクライム」の定義いかんにかかわらず、特定の民族や国籍の人々を排斥する趣旨の不当な差別的言動については許されないものと考えており、例えば、法務省の人権擁護機関において外国人の人権に関する啓発活動を実施するな

ど、外国人に対する偏見や差別の解消に向けて取り組んでいるところである。また、捜査当局においては、刑事事件として取り上げるべきものがあれば、法と証拠に基づき適切に対処するものと承知している。

日朝平壤宣言に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和三年五月十四日

有田 芳生

参議院議長 山東 昭子殿

日朝平壤宣言に関する質問主意書

二〇二〇年九月十七日に小泉純一郎総理大臣と金正日国防委員長との会談が平壤で行われ、そこで日朝平壤宣言が合意されました。その内容について質問します。

一 この宣言の「一」にはこう書かれています。

「双方は、相互の信頼関係に基づき、国交正常化の実現に至る過程においても、日朝間に存在する諸問題に誠意をもって取り組む強い決意を表明した。政府は「日朝間に存在する諸問題」とは具体的に何を指すと認識していますか。拉致問題の解決が「諸問題」のひとつであることは明らかですが、「諸」とは「多くの」、「たくさん」のという意味です。ここでは日本国内における「日朝間に存在する諸問題」について、項目としてお示しください。

二 「日朝間に存在する諸問題」とは、相互に合意し、確認された「諸問題」に限定されるのですか。それとも相手側が指摘する「諸問題」もふくむのでしょうか。たとえば日本において朝鮮高

校や朝鮮学校幼稚園の無償化が行われていないのは、北朝鮮側からすれば「諸問題」です。政府は日朝平壤宣言の「精神や基本原則」に従って、北朝鮮側の主張する課題についても「誠意を持って取り組む」意思がありますか。その認識をお示しください。

右質問する。

令和三年五月二十五日

内閣総理大臣 菅 義偉

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員有田芳生君提出日朝平壤宣言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員有田芳生君提出日朝平壤宣言に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねについては、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。いずれにせよ、北朝鮮との関係に関する政府の方針は、日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して日朝国交正常化を実現していくというものである。

日本国内で使われる新型コロナウイルス感染症に係るワクチンに関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和三年五月十四日

船後 靖彦

参議院議長 山東 昭子殿

令和三年五月二十六日 参議院会議録第二十五号

質問主意書及び答弁書

日本国内で使われる新型コロナウイルス感染症に係るワクチンに関する質問主意書

二〇二一年五月七日、ロイター通信は、「日本国内に到着した新型コロナウイルスワクチンは二千八百万回分に達したが、接種が完了したのは十五％程度の四百万回超で、約二千四百万回分が「接種を担当する」人手や手配上のボトルネック」によって使われないまま残っている旨報じている。

また、ワクチンメーカーから日本に出荷された新型コロナウイルス感染症に係るワクチンが国内において滞留しているのではないかと、国内において滞留するワクチンが接種の遅れをもたらしているのではないかと指摘する声もある。

自治体の接種現場へのワクチンの速やかな供給を確実に実現するためには、ワクチンの滞留量及び滞留状況を政府が適確に把握しているかどうかを、確認することが重要であるので、以下のとおり質問する。

一 二〇二一年五月十四日時点で日本政府と契約を結んでいるワクチンメーカーすべて及びその契約済みのワクチン量を明らかにした上で、政府は、それらを正確に把握し、関係部局で速やかに情報共有できていると考えているか、見解を示されたい。

二 二〇二一年五月十四日時点におけるワクチンメーカーから日本政府にワクチンの引渡しを終了しているワクチンメーカー別ワクチン量及びそのワクチンの引渡しが行われた場所又は地域を明らかにした上で、政府は、それらを正確に把握し、関係部局で速やかに情報共有できていると考えているか、見解を示されたい。

三 二〇二一年五月十四日時点における日本政府に引渡し済みのワクチンについて、(ア)日本国

外で保管している量(日本に輸送中のワクチンを含む)、(イ)日本国内に既に持ち込まれていて保管している量、(ウ)日本国内で既に消費した量をそれぞれ明らかにした上で、政府は、それらを正確に把握し、関係部局で速やかに情報共有できていると考えているか、見解を示されたい。

四 二〇二一年五月十四日時点における(ア)日本国内においての都道府県別ワクチン割当量、(イ)都道府県別輸送済みワクチン量及びワクチン消費量、(ウ)都道府県に輸送前のワクチン量をそれぞれ明らかにした上で、政府は、それらを正確に把握し、関係部局で速やかに情報共有できていると考えているか、見解を示されたい。

右質問する。

令和三年五月二十五日

内閣総理大臣 菅 義偉

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員船後靖彦君提出日本国内で使われる新型コロナウイルス感染症に係るワクチンに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員船後靖彦君提出日本国内で使われる新型コロナウイルス感染症に係るワクチンに関する質問に対する答弁書

一の前段について

お尋ねについては、武田薬品工業株式会社及びモデルナ社と五千万回分、アストラゼネカ社と一億二千万回分並びにファイザー社と約一億九千四百万回分の新型コロナウイルス感染症に係るワクチン(以下「ワクチン」という。)の供給について契約を締結しているところである。

一の後段、二の後段、三の後段及び四の後段について

政府としては、ワクチンの使用状況等について、ワクチン接種円滑化システム等により把握しており、関係省庁間で必要な情報共有を行っているところである。

二の前段について

お尋ねの「引渡しを終了しているワクチンメーカー別ワクチン量及び「引渡しが行われた場所又は地域」については、相手方企業との関係もあり、お答えすることは差し控えたい。

三の前段及び四の前段について  
お尋ねの「日本国外で保管している量」及び「日本国内に既に持ち込まれていて保管している量」については、相手方企業との関係もあり、お答えすることは差し控えたい。

お尋ねの「二〇二一年五月十四日時点における(ア)日本国内においての都道府県別ワクチン割当量、(イ)都道府県別輸送済みワクチン量」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、ワクチンについては、国が都道府県ごとにワクチンの配送箱数を割り当て、これを受けて都道府県又は市町村がワクチンの配送先及び配送先ごとのワクチンの配送箱数を調整し、これに従ってワクチンの製造販売業者がワクチンを配送することとしているところ、令和三年五月十四日までに国が都道府県に割り当てたワクチンの配送箱数を都道府県別にお示しすると、次のとおりである。

北海道 二千一  
青森県 五百六十三  
岩手県 五百十一  
宮城県 八百六十  
秋田県 四百四十三

山形県 五百二十二  
福島県 八百六  
茨城県 千二十  
栃木県 六百八十三  
群馬県 七百六十一  
埼玉県 二千五百八十七  
千葉県 二千四十五  
東京都 五千二百五十五  
神奈川県 二千六百六十六  
新潟県 八百七十七  
富山県 三百九十六  
石川県 四百五十三  
福井県 三百三十一  
山梨県 三百四十  
長野県 八百七十四  
岐阜県 八百四十六  
静岡県 千二百七  
愛知県 二千五百十三  
三重県 六百七十  
滋賀県 四百八十八  
京都府 千六十九  
大阪府 三千百五十一  
兵庫県 二千三  
奈良県 四百八十二  
和歌山県 四百四十  
鳥取県 二百二十九  
島根県 二百八十四  
岡山県 八百六  
広島県 九百七十七  
山口県 七百六十九  
徳島県 三百七十四  
香川県 四百三十七  
愛媛県 五百九十八  
高知県 三百七十六

福岡県 千八百二十一  
佐賀県 三百六十七  
長崎県 六百三十七  
熊本県 七百四十四  
大分県 四百九十六  
宮崎県 四百五十四  
鹿児島県 七百四  
沖縄県 五百五  
また、お尋ねの「既に消費した量」及び「ワクチン消費量」の意味するところが必ずしも明らかではないが、同日時点において、医療従事者等については五百十三万五千五十七回、六十五歳以上の高齢者等については八十九万六千二百七十九回の新型コロナウイルス感染症に係る予防接種が行われているところである。  
お尋ねの「都道府県に輸送前のワクチン量」については、相手方企業との関係もあり、お答えすることは差し控えたい。